

平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン

平成28年8月

(平成28年10月改訂)

(平成28年12月改訂)

熊 本 県



目 次

はじめに

第1章 被災状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 平成28年熊本地震の概要
- 2 県内における被災状況

第2章 復旧・復興の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 1 地震発生までの熊本の姿
- 2 くまもと復旧・復興有識者会議からの提言
- 3 復旧・復興に向けた基本理念
- 4 熊本の将来像
- 5 取組みの基本的方向性

第3章 復旧・復興に向けた取組み

- 1 痛みの最小化を目指した早急な対応
(主に平成28年度取組み)

- (1) くらし・生活の再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 社会基盤の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (3) 地域産業の再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (4) 交流機能の回復・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

- 2 新たな熊本の創造に向けた取組み
(概ね4年間の取組み、その後の取組み)

- (1) 安心で希望に満ちた暮らしの創造 ～安心・希望を叶える～・・・・・・ 55
- (2) 未来へつなぐ資産の創造 ～未来の礎を築く～・・・・・・ 64
- (3) 次代を担う力強い地域産業の創造 ～地域の活力と雇用を再生する～・・・・ 73
- (4) 世界とつながる新たな熊本の創造 ～世界に挑み、世界を拓く～・・・・ 84

第4章 今後の「震災復興モデル」となるために・・・・・・・・・・ 89

- 1 国や市町村など多様な主体との連携・協力
- 2 復興財源等の確保
- 3 プランの進行管理
- 4 災害対応の検証を踏まえたプランの見直し

別冊 復旧・復興に向けた主な取組みのロードマップ

はじめに

平成 28 年 4 月 14 日及び 4 月 16 日の二度にわたり、震度 7 の地震が、突如、私たちのふるさと、熊本の地を襲いました。この地震により、多くの尊い命が失われました。

発災以降、今なお続く余震は 2,000 回を超え、県民の不安が続いています。住家では、全壊約 8 千棟を含む約 16 万 9 千棟が被害に見舞われ、避難者は最大で県民の約 1 割に相当する 18 万人を超えました。住家被害を受けた方など、未だ多くの方が避難所での生活を余儀なくされています。

また、農業、製造業、観光業をはじめとする地域経済や公共施設も甚大な被害を受け、熊本城や阿蘇といった熊本の宝も深く傷つきました。これまで当たり前と思っていた普段の生活が、いかに有難く、かけがえのないものであるか、そして、その生活を取り戻すのが、いかに大変なことであるかを痛感しています。

先人たちも、過去に、幾多の災禍に見舞われました。しかし、その度に、力を合わせて乗り越え、貴重な財産を私たちに残してくれました。今の時代に生きる私たちにも、ふるさと熊本の輝きを再び取り戻し、さらに発展させ、次の世代に引き継いでいく責務があります。今こそ、県民一人一人の力を結集し、熊本の復興に力強く取り組んでいかなければなりません。

熊本地震からの復旧・復興には、かねてから私が提唱してきた「被災された方々の痛みを最小化すること」、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」からなる「復旧・復興の 3 原則」を基本として対応することが不可欠です。

さらに、日本を代表する 7 人の叡智を結集した「くまもと復旧・復興有識者会議」の提言を踏まえた、熊本が目指す未来の姿を明確に示すことが必要です。

そこで、平成 28 年 6 月、私を本部長とする「平成 28 年熊本地震復旧・復興本部」を設置し、復興後の熊本の将来像、中期的に達成すべき目標や具体的な取組み等を、「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」としてとりまとめました。

この復旧・復興プランを国・市町村・民間団体・県民の皆様と共有し、心をつなげて、全力で取り組んでいく必要があります。

被災された方々、県民一人一人の生活再建なくして、熊本の今後の発展はありえません。全国の皆様からいただいたご支援に対する感謝の気持ちとともに、今、私たちの目の前にある困難を乗り越え、一日も早い熊本地震からの創造的な復興と、ふるさと熊本の更なる発展を実現して参ります。

平成 28 年 10 月

熊本県知事

蒲 島 郁 夫

第1章 被災状況

1 平成28年熊本地震の概要

4月14日21時26分に熊本県熊本地方の深さ11kmでマグニチュード6.5の地震（前震）が発生しました。さらに、28時間後の4月16日1時25分、同地方の深さ12kmでマグニチュード7.3の地震（本震）が発生し、これらの地震ではいずれも最大震度7を観測しました。なお、同一地域で震度7を2度観測したのは観測史上初めてのことです。

4月14日以降、県内では震度6弱以上の地震が7回発生し、震度1以上の余震が9月14日時点で2,095回観測されています。

【平成28年熊本地震の概要】

		前震	本震
発生日時		平成28年4月14日 21時26分	平成28年4月16日 1時25分
震央地名		熊本県熊本地方	同左
マグニチュード		6.5	7.3
震度6弱以上を観測した自治体	震度7	益城町	益城町、西原村
	震度6強	なし	熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、嘉島町、南阿蘇村
	震度6弱	熊本市、玉名市、宇城市、嘉島町、西原村	八代市、玉名市、上天草市、阿蘇市、天草市、和水町、菊陽町、御船町、美里町、山都町、氷川町

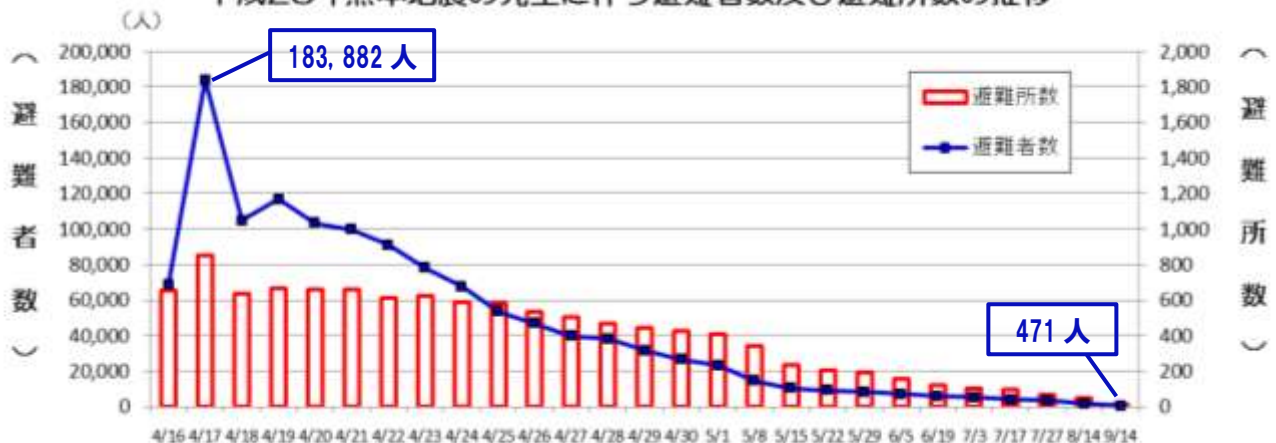
※気象庁「震度データベース」により作成

2 県内における被災状況（平成28年9月14日時点）

平成28年熊本地震は、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に多数の家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害をもたらしました。

人的被害は2,501人、住家被害は169,253棟で、水道・電気・ガス等のライフラインが広範囲で寸断し、自治体が開設した避難所には最大で183,882人（県人口の約1割）が避難しました。さらに、避難所以外の施設や、グランメッセ熊本などの駐車場・公園・グラウンド等で車中に避難した人が多数発生しました。

平成28年熊本地震の発生に伴う避難者数及び避難所数の推移



【県内における被害状況一覧】

※熊本県調べ

被害区分		状況	備考
人的被害	死者数	111人	① 警察が検視により確認している死者数 50人 ② 災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数 56人 ③ 6月19日から6月25日に発生した豪雨被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5人
	負傷者数	2,390人	6月19日から6月25日に発生した豪雨被害のうち熊本地震との関連が認められた被害者2人を含む
計		2,501人	
住家被害	全壊	8,189棟	6月19日から6月25日に発生した被害のうち熊本地震との関連が認められたものを含む (全壊13棟、半壊104棟、床上浸水142棟、床下浸水451棟、一部破損8棟、分類未確定2棟)
	半壊	29,567棟	
	一部破損	130,881棟	
	その他(分類未確定含)	616棟	
計		169,253棟	
ライフライン被害 (ピーク時)	断水	約427,000戸	現在も569戸で断水中
	停電	約455,200戸	4月20日復旧
	ガス供給停止	100,884戸	4月30日復旧
文化財被害	国指定(登録を含む)	98件	建造物、史跡、美術工芸品等
	県指定	59件	
	市町村指定	200件	
計		357件	
災害廃棄物発生量 (県推計値)	コンクリートがら	約91万トン	
	木くず	約46万トン	
	金属くず	約6万トン	
	その他(残材)	約52万トン	
計		約195万トン	

※平成28年9月14日時点の数値であり、今後、被害の詳細が明らかになるに連れて変動する可能性がある。

【県内における被害額(試算)一覧】

熊本県調べ(※1)

項目	被害額	備考
建築物(住宅関係)	2兆377億円	住家、家財、宅地
水道施設	119億円	上水道、簡易水道、工業用水道
電気・ガス施設	280億円	電力、ガス供給設備等
医療・福祉関係施設	758億円	医療施設、社会福祉施設等
公共土木施設	2,685億円	道路、橋梁、河川、海岸、港湾、下水道等(※2)
高速道路	342億円	九州自動車道等(※3)
文教施設(文化財除く)	944億円	学校、社会教育施設等
その他の公共施設等	736億円	県有施設、市町村庁舎等
公共交通関係	86億円	鉄道、バス(南阿蘇鉄道、空港ビル除く)
農林水産関係	1,487億円	農地、農業用施設、農林水産物、山腹崩壊等
商工関係	8,200億円	建物、設備等
文化財	936億円	国指定、県指定、市町村指定及び未指定文化財
廃棄物処理	900億円	廃棄物処理施設、廃棄物処理費用
計	3兆7,850億円	

※1 平成28年9月14日時点の数値であり、今後、被害の詳細が明らかになるに連れて変動する可能性がある。

※2 国直轄分は、九州地方整備局分の総額。

※3 国土交通省平成28年度二次補正予算要求額のうち、熊本地震により被災した西日本高速道路株式会社が管理する高速道路の災害復旧事業費を計上。

(1) 人的被害

地震による家屋倒壊や土砂災害等で、県内では死者 111 人、負傷者 2,388 人の人的被害が発生しました。そのうち、長期に渡る避難生活の中でエコノミー症候群などの身体的負担による疾病等により亡くなったと思われる死者は 56 人となっています。さらに、6 月中に発生した豪雨被害のうち、熊本地震との関連は死者 5 人、負傷者 2 人となっています。

一方、5 月に県教育委員会が実施した児童生徒の心の健康に関する調査では、2,134 人が専門家によるカウンセリングを必要とするとの結果が出ているなど、被災者の心のケアも必要となっています。

(2) 住家被害

住家被害は、全壊 8,189 棟、半壊 29,567 棟、一部破損 130,881 棟が判明しています。全壊・半壊被害の 7 割以上を熊本市、益城町、御船町、西原村、南阿蘇村の 5 市町村で発生しています。また、宅地においても地盤の亀裂や陥没、液状化等の被害が確認されています。

地震による避難者数は一時 183,882 人（車中避難者等は除く）に達し、9 月 14 日時点でなお 471 人（9 市町村、13 箇所）が避難しています。

(3) ライフライン被害

基幹送水管の破損や原水の濁りにより、約 427,000 戸で断水が発生しました。また、配電設備の毀損等により約 455,200 戸で停電が発生し、ガス管の損傷等によるガス供給停止も 100,884 戸で発生しました。ライフラインの大部分は 4 月中に復旧しましたが、9 月 14 日時点において南阿蘇村等で 569 戸が断水しています。

(4) 医療機関被害

県内の医療機関（病院、診療所、歯科診療所）2,530 施設のうち、1,302 施設で建物や医療機器等に被害が発生しました。熊本都市圏や阿蘇地域を中心に、多くの医療機関が被災し、一部の病院では、建物倒壊のおそれから入院患者の転院・退院を余儀なくされました。特に、総合周産期母子医療センターや第一種感染症指定医療機関等の政策医療を担う熊本市市民病院では、当該機能が停止しています。また、阿蘇地域においては、医療機関とともに道路も被災しており、救急患者の受入れや通院に支障が生じています。

(5) 社会福祉施設等被害

県内にある高齢者関係施設等 3,354 施設のうち 750 施設で被害が確認され、うち 11 施設では天井落下等の被害のため、入所者が他施設等へ避難しました。また、障がい者福祉施設においても、762 施設のうち 267 施設で被害が確認され、11 施設で入所者が他施設等へ避難しました。

保育所等は、1,443 施設中 508 施設に被害が生じ、一時的に使用できない保育所等がありましたが、5 月 16 日までに全てが開所しました。

その他、児童養護施設、救護施設等においても、14 施設で被害が発生しています。

(6) 公共土木施設等被害

公共土木施設（国・県・市町村管理）は、道路 2,097 箇所、河川 636 箇所、下水道 410 箇所、橋梁 169 箇所など、計 3,406 箇所被害が確認されています。

阿蘇大橋地区では、大規模な山腹崩壊により国道 57 号が寸断され、国道 325 号では阿蘇大橋が落橋しました。また、県道熊本高森線（俵山ルート）では、トンネルの壁面剥落や複数の橋梁損傷により約 10 キロの区間が通行止めとなっています。

九州縦貫自動車道では、路面陥没や跨道橋等の崩落により、一部区間が通行止めとなりましたが、迅速な応急復旧工事により 4 月 29 日から全線が開通（一部区間は現在も片側 1 車線で供用中）しています。

(7) 文教施設・公共施設等被害

県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 637 校の 6 割以上に当たる 425 校が被災し、体育館の天井材や照明設備の落下等によって、指定避難所として十分に機能しなかった施設もありました。また、東海大学農学部阿蘇キャンパス（南阿蘇村）では、講義棟の傾きや亀裂、敷地内の地割れ等により再開の目処が立たず、当分の間、熊本キャンパス（熊本市）で講義が実施されることとなっています。その他の大学施設においても、10 大学で被害が確認されています。

公共施設では、8 市町（八代市、人吉市、水俣市、宇土市、天草市、大津町、益城町、小国町）の自治体本庁舎等が、損壊や倒壊の危険性が生じたことにより、行政機能の移転を余儀なくされています。

(8) 公共交通機関被害

九州新幹線は、回送車両の脱線により全線で運転を休止しましたが、一部区間の運転再開を経て、4 月 27 日に全線で運行を再開しました。

阿蘇地域においては、土砂災害やトンネル・橋梁の損傷等により、JR 豊肥本線（肥後大津－豊後荻間）と南阿蘇鉄道（全線）が不通となりましたが、JR 豊肥本線は 7 月 9 日に阿蘇－豊後荻間で、南阿蘇鉄道は 7 月 31 日に高森－中松間で運転を再開しています。

阿蘇くまもと空港は、ターミナルビルの天井崩落等により、一時全便が欠航となりましたが、応急復旧により旅客動線を確保のうえ 4 月 19 日から順次運航を再開し、現在は国際線 2 路線を除き、震災前の運航体制を回復しています。

(9) 農林水産業被害

農業では、田・畑における法面崩壊や地割れ等が 11,172 箇所確認されているのをはじめ、大切畑ダム等のため池、用水路、農地海岸堤防の損傷等が発生しています。また、畜舎の倒壊や、選果場、カントリーエレベーター、卸売市場などの損壊、更には、農作物にも被害が発生しています。

林業関係では、山腹崩壊が 398 箇所確認され、104 ヘクタールで立木被害が発生しているほか、林道施設、木材加工施設等で被害が確認されています。

水産業では、漁港の防波堤・護岸の破損が 62 箇所発生し、荷さばき所等の共同利用施設や養殖施設にも被害が生じています。山腹崩壊等による河川への土砂流入

が原因で、河口域に土砂が広範囲で堆積し、アサリ等のへい死や衰弱が確認されています。

(10) 商工業被害

自動車関連企業や半導体関連企業をはじめ県経済を支える主要産業の多くで、工場や製造設備の破損等が確認されています。県内部品メーカーの操業停止によって生じたサプライチェーン¹の寸断は、本県のみならず全国の企業活動にも影響を及ぼしています。

また、商業・サービス業では、健軍商店街でアーケードが損壊するなど、熊本都市圏や阿蘇地域を中心に、商店街や共同店舗をはじめ多くの店舗や事業所が被災し、営業の休止や縮小を余儀なくされています。

観光業においては、少なくとも 529 施設の旅館・ホテル等の被害が確認されているほか、温泉の枯渇や湯量減少等も確認されています。直接的な被害が発生していない地域においても風評被害が発生し、県内の宿泊キャンセル数は発災後約 1 カ月間で少なくとも 33 万人に達するなど、県内全域に影響が及んでいます。

(11) 文化財被害

県内に存在する指定文化財のうち、国指定（登録を含む）98 件、県指定 59 件、市町村指定文化財 200 件で被害が確認されています。

熊本城では、64 箇所石垣が崩落するなど損傷したほか、国指定重要文化財 13 棟を含む多数の建造物で倒壊または損傷が発生しました。また、阿蘇神社においても国指定重要文化財のうち楼門が全壊したのをはじめ、神殿等の柱の歪みや一部破損等の被害が確認されています。

その他、文化財指定を受けていない歴史的建造物等にも被害が発生しています。

(12) 災害廃棄物

損壊家屋等の解体・撤去等により、約 195 万トンの災害廃棄物が発生すると推計されています。主な廃棄物は、コンクリートがら（コンクリート片やブロック等）約 91 万トン、木くず（柱材・角材や木製家具等）約 46 万トンで、この 2 種類で発生量の 7 割を占めています。

また、県内に 73 施設ある一般廃棄物処理施設のうち 23 施設で建屋や設備等に被害が生じており、9 月 14 日時点でなお 1 施設が復旧していません。

(13) 被害額

復旧・復興に必要な施策の充実・強化を図るには、被害の実態をより正確に把握する必要があります。これまで県や関係機関等が公表してきた資料のほか、被災自治体や関係機関等からの聞き取り及び被害状況から推計により試算したところ、平成 28 年 9 月 14 日現在の被害額は約 3.8 兆円となっています。

¹ 原料の段階から製品やサービス等が消費者の手に届くまでの全プロセスのつながりのこと。特に複雑な工程を要する製造業分野においては、一つの企業で全ての生産工程を担うことは少なく、災害等で、ある企業が被災し操業停止した影響で、被災していない関連企業も操業できなくなることを、サプライチェーンの寸断という。

第2章 復旧・復興の目指す姿

1 地震発生までの熊本の姿

蒲島県政では、これまでの2期8年、県民総幸福量の最大化を唯一の目標に、経済的な豊かさだけでなく、夢や誇り、安全安心といった心の豊かさを大切に、熊本ならではの幸福モデルを県民の皆さまとともに創りあげるべく、全力を尽くしてきました。

その結果、稼げる農業の実現に向けた農地集積や、台湾・香港への国際定期便の就航、海外クルーズ船の寄港増、さらには、三角西港・万田坑の世界文化遺産登録や九州を支える広域防災拠点構想²の実現など、多くの華が咲き、まさに実を結ぼうとしていました。

こうした県政の「良き流れ」をさらに強く、大きくする蒲島県政3期目のスタートを目前に控えた4月14日及び16日、突然、かつて経験したことのない激震が熊本を襲いました。平成28年熊本地震では、多くの尊い命が失われ、さらに家屋倒壊により、多くの方々が生活の基盤を失うなど、県民の安全安心は根底から覆されました。また、経済活動は停滞を余儀なくされ、熊本城や阿蘇といった県民の誇りも深く傷つくなど、今回の地震は私たちに極めて深刻な被害をもたらしました。

被災された方々の気持ちにしっかりと寄り添いながら、一日も早く被災者の生活再建と被災地の復興を成し遂げるからこそ、蒲島県政3期目の最大の責務です。

2 くまもと復旧・復興有識者会議からの提言

(1) 熊本の創造的復興と更なる発展に向けて

平成28年熊本地震からの復旧・復興にあたり、今後の熊本の更なる発展の礎となる「創造的復興」の具体化を図るため、「くまもと復旧・復興有識者会議」を開催しました。

過去の大規模災害からの復興等に関し、知見を有する有識者の参加を得て、2回の会議と被災地視察を行いました。そして、平成28年6月19日、五百旗頭真座長から創造的な復興の実現に向けた5分野（20項目）からなる提言をいただきました。

【構成メンバー】

座長	五百旗頭 真	熊本県立大学理事長、神戸大学名誉教授
座長代理	御厨 貴	青山学院大学特任教授、東京大学名誉教授
委員	金本 良嗣	電力広域的運営推進機関理事長、東京大学名誉教授
委員	河田 恵昭	関西大学社会安全研究センター長・特別任命教授
委員	古城 佳子	東京大学大学院総合文化研究科教授
委員	谷口 将紀	東京大学大学院法政学研究所教授
委員	坂東 真理子	学校法人昭和女子大学理事長



[H28. 6. 5開催の有識者会議の様子]



[H28. 6. 19 提言書手交の様子]

² 広域防災拠点とは、県域を越えた広域な災害が発生した場合の災害対応拠点として、救助や医療活動、物資の受入れ等を総合的かつ広域的に行う場所のこと。本県は、九州の中央に位置する地理的優位性や広域防災拠点に必要な機能、ポテンシャルを有していることから、これらを十分に活用しながら、九州の広域防災拠点としての役割を担うという認識のもと構想を策定したものである。

(2) 提言内容 (要旨)

提言 1 暮らし・生活 ～住民に寄り添い、住民との協働による復興

- ・被災者が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、迅速で住民に寄り添った支援を行うこと。
- ・高齢者や障がい者などの災害時に支援を要する方々への細やかな配慮を継続して行うこと。
- ・NPO 法人や民間企業、ボランティア等と緊密に連携し、専門性・ノウハウを最大限活用した被災者支援に努めること。
- ・甚大な被害を受けたまちの復旧・復興に際しては、プランニングの段階から地域住民の意見を十分に聴くなど、住民とコミュニティに寄り添ったまちづくりを進めること。
- ・長期避難集落のコミュニティの維持・新たなまちの再生に当たっては、更なる安全対策を事前に講ずることを原則として、住民の方々の意向を十分に尊重し検討すること。

提言 2 地域産業 ～従来の枠組みにとらわれない広がりのある復興

- ・地元経済の一日も早い再生・立て直しを図るため、地域の中小・小規模企業のニーズに応じて迅速に対処するとともに、これまでの枠組みにとらわれず、広い視野と構想をもった熊本県全体のイノベーションとして、経済的復旧・復興を進めること。
- ・被災農地復旧の際の大区画化や担い手への農地集積、農産品のグローバルブランド化など、農林漁業者の更なる所得向上につながる「創造的復興」を重視すること。
- ・空港や港湾の整備・国際化、観光産業のイノベーションを通じた高付加価値化、県産品の国際ブランド化等を進め、アジアなど世界の活力を取り込むこと。

提言 3 熊本城と阿蘇 — 人類的資産 ～次世代に継承する復興

- ・熊本城の修復プロセスを公開して観光資源とするなど、戦略的に修復を進めること。また、熊本城や阿蘇神社など、国民の財産とも言うべき文化財を後世に継承していくため、国民参加による修復・復興へと広がる仕組みを検討すること。
- ・県民の誇りである阿蘇の再生・発展に向けて、国際的資源である「阿蘇」の活用について、地元自治体や地域住民との連携により検討していくこと。

提言 4 社会基盤 ～将来の躍進を見据えた復興、次の災害に備える復興

- ・特に甚大な被害を受けた熊本都市圏東部地域については、広域的・長期的な発展を期す“グランドデザイン”を描き、県と地元自治体が住民の意向を緊密に確かめながら、まちづくりを進めること。
- ・南海トラフ地震など広域災害発生に備え、九州の縦軸・横軸の整備加速化を進め、道路のリダンダンシー³（多重化）の確保を図ること。
- ・熊本地震の経験を国民全体で共有し今後の災害に活かすため、復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を記録に残し、整理・蓄積して後世に遺していくこと。
- ・「九州を支える広域防災拠点構想」に基づき、受援・支援の拠点としての災害対処機能を更に充実・強化していくこと。
- ・地域防災拠点である行政庁舎や学校等の公共施設は、耐震性だけでなく、災害全般に対する強さ、耐災性を高め、レジリエンス（復元力）のある公共施設とすること。
- ・今後起こりうる地震等に備え、今回の地震で傷んだ民間住宅などの耐震診断や耐震補強、宅地の地盤改良等に対する公的支援等を強化すること。

提言 5 復旧・復興に向けて ～「オール熊本」による柔軟な復興、国・国民合意による復興

- ・「復旧・復興プラン」は、持続可能で確実に施策を遂行できる仕組みとするとともに、社会状況の変化に応じて、柔軟に対応できる仕組みとすること。
- ・県全体として創造的復興を果たすため、県のリーダーシップにより、市町村ごとに策定される復興構想・計画としっかりと連携し、「オール熊本」で取り組むこと。
- ・過去の大震災を経て形成された「一人一人の生活再建がなければ、社会の再建はあり得ない。」という理念の下、東日本大震災で到達した国の復興支援の基準を切り下げることなく、国、地方、国民が一体となり熊本地震の復旧・復興に取り組むこと。
- ・中長期の復興を見据え、地元主体の復興を支える基金創設が望まれること。

³ 国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている状態を示す。

3 復旧・復興に向けた基本理念

(1) 復旧・復興に向けた決意

熊本地震を経験した今、私たちは改めて、「経済的安定」だけでなく「安全安心」、そして、「夢」や「誇り」といった心の豊かさの重要性を認識しました。熊本の創造的な復興に向けた長い道のりの中でも、これら4つの幸福の要因、夢(Hope)、安全安心(Safety)、誇り(Pride)、経済的安定(Economy)を県民の皆様と共有し、追い求めていく決意を新たにしました。

今、被災者及び被災地から求められているのは、一日も早い避難所生活の解消など「日常を取り戻す」こと、そして、製造業、農林水産業、観光・サービス業等、県民の生活を支える「経済活動を取り戻す」ことです。

そのためには、長期的な視点から、熊本の将来像を描いたうえで、そこに至るまでの具体的な方向性や取組み、時期を明確にして分かりやすく県民の皆様にお示しし、将来に対する不安を払拭すること、そして、「すまい」や事業の再建に向けた希望を確実に実現していくことが必要です。

(2) 復旧・復興プランの基本理念

過去の災害においても、熊本広域大水害への対応の際に提唱した、①「被災された方々の痛みを最小化する」、②「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す」、③「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」、からなる「復旧・復興の3原則」を踏まえ、その取組みを進めてきました。

今回の熊本地震への対応においても、この3原則を基本とし、さらに、「くまもと復旧・復興有識者会議」の提言を踏まえ、復旧・復興に取り組みます。

熊本地震により、ふるさと熊本の地は、甚大な被害を受けました。これまで当たり前だと思っていた普段の生活が、いかに有難く、かけがえのないものであるか、そして、その生活を取り戻すことが、いかに大変なことであるかを痛感しています。

また、先人たちが、幾多の災禍に見舞われながらも、力を合わせて乗り越え、貴重な財産を残してくれたように、今の時代を生きる私たちにも、次の世代にこの豊かな熊本の宝を継承する責務があることを、改めて、今回の熊本地震の中で学びました。

私たちは、熊本地震からの復旧・復興を通じて、今の世代だけでなく、将来世代にもわたる熊本の発展、「県民総幸福量の最大化」への道筋をつけていく必要があります。

だからこそ、今回の復旧・復興においては、「原点」に立ち戻り、蒲島県政の唯一の目標である「県民総幸福量の最大化」に寄与する施策を、熊本の将来の発展に向けて、果敢に推し進めます。

例えば、「被災者の痛みの最小化」について、そのレベルをさらに高め、高齢者や障がい者、子供、外国人など、災害時に支援や配慮を要する方々、支援を求める声が届きにくい方々にも、しっかりと寄り添う必要があります。こうした方々や女性など様々な視点に立った細かな配慮を継続していくことで、「安全安心(Safety)」や「誇り(Pride)」を高めることができます。

“Build Back Better”（より良く再建する）という「創造的復興」の考え方は、今や国際的標準となりつつあります。昨今の技術革新の著しい時代において、単に旧に復すことは未来に痛手を残すことにつながります。被災地・熊本が未来の投資の先駆けとなる創造的復興を進めていくことで、「経済的安定（Economy）」や「夢（Hope）」を高めることができます。

「防災・減災の主流化」に沿った取組みについては、単に、公共施設の耐震化や道路のリダンダンシー（多重化）の確保といったハード面にとどまらず、自主防災組織の活性化や子供たちへの防災教育といったソフト面の施策も実施していく必要があります。これによって、より高い効果が発揮されるとともに、「安全安心（Safety）」や「誇り（Pride）」を高めることができます。

また、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」だけでなく、「熊本の創造的な復興を、九州ひいては日本全体の更なる発展につなげる」という気概を持って取り組むことで、「経済的安定（Economy）」や「夢（Hope）」を高めることができます。

しかし、地震による影響は県土全体に及んでおり、これからの復旧・復興には長い期間と多大な労力を要します。この難局を乗り越えるためには、県民が心を一つにして、県及び全市町村を挙げて取り組む必要があります。

被災者の生活再建と被災地の創造的復興なしには、熊本の発展はあり得ません。県民皆が力を合わせ、県内各地域がそれぞれの強みを活かすことで、これまでの県政で築いてきた熊本の「良き流れ」を取り戻し、さらに強く、大きくしていきます。

そして、熊本地震からの創造的復興に向けて、「県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する」施策を推し進めて参ります。

基本 理念

県民の総力を結集し、
将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する

4 熊本の将来像

熊本地震からの創造的復興が目指す熊本の将来像については、県民総幸福量の4つの要因に沿って、以下のとおりとしました。

復旧・復興プランにおいては、この将来像を見据えて具体的な取組みを進め、「県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する」ことを目指します。

(1) 将来が夢にあふれ、希望に満ちた熊本 (Hope)

➤ 将来に向けた夢にあふれる生活環境

進学、就職（起業）、出産などの希望が叶い、子育てしやすい生活環境の中で、夢と希望に満ちている。

(2) 災害に強く、安全安心に生活できる熊本 (Safety)

➤ 強靱で災害に強い社会基盤

今回の地震を克服するだけでなく、道路のリダンダンシー（多重化）の確保など、「防災・減災の主流化」の考えを踏まえた、災害に強い社会基盤や建築物が構築されている。

➤ 快適で安心できる「すまい」

地震が起きても安全な住居で、安心して生活できる。

(3) 熊本の宝が継承され、誇りに満ちた熊本 (Pride)

➤ 次世代に資産をつなぐ、持続可能な地域

甚大な被害を受けた熊本都市圏やその周辺地域から阿蘇地域を中心に、県全域で発展的に将来世代にわたって持続可能な都市・地域になっている。

(4) 経済的に安定し、躍動する熊本 (Economy)

➤ 日本経済に貢献する課題解決先進地

単に熊本の産業を復興させるだけでなく、災害に強い経営基盤を確立し、全国の地域経済が抱える課題を克服することで、地域産業の新たな流れが創出されている。

➤ 世界とつながるグローバルな地域

阿蘇くまもと空港や熊本港・八代港の機能向上により、アジアに開くゲートウェイ化が進むとともに、国際スポーツ大会開催等を通して、世界とつながっている。



災害に強く 誇れる^{たから}資産を次代につなぎ 夢にあふれる新たな熊本

5 取組みの基本的方向性

復興後の熊本の将来像を実現するため、以下に示す復旧・復興の基本的方向性に沿って、それぞれの具体的な取組みを進めていきます。

なお、復旧・復興に向けた取組みの中には、実現までに長い期間を要するものもありますが、計画的かつ着実に実施し、熊本地震からの創造的復興を成し遂げていきます。

基本 理念

県民の総力を結集し、
将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する

痛みの最小化

創造的な復興 (Build Back Better)

未来の礎の構築

基本的方向性

『くらし・生活の再建』

被災者に寄り添い、すまい、医療・福祉、教育など県民生活を再建

『 安心して希望に満ちた暮らしの創造
～安心・希望を叶える～ 』

『社会基盤の復旧』

道路・鉄道、阿蘇・熊本城、防災拠点など「くまもと」の基盤を再生

『 未来へつなぐ資産の創造
～未来の礎を築く～ 』

『地域産業の再生』

風評被害対策の実施、観光産業 農林水産業、商工業などを再生

『 次代を担う力強い地域産業の創造
～地域の活力と雇用を再生する～ 』

『交流機能の回復』

阿蘇くまもと空港、熊本港、八代港などの復旧と機能を強化

『 世界とつながる新たな熊本の創造
～世界に挑み、世界を拓く～ 』

熊本の
将来像

災害に強く 誇れる資産^{たから}を次代につなぎ
夢にあふれる新たな熊本

第3章 復旧・復興に向けた取組み

1 痛みの最小化を目指した早急な対応（主に平成28年度取組み）

県では、4月14日の前震発生後、知事を本部長とする災害対策本部をただちに設置し、災害応急対策の指示や自衛隊への災害派遣要請、災害救助法の県下全域への適用など、県民の人命救助を最優先に対応するとともに、被災者に対する支援に全力を尽くすなど、「被災された方々の痛みの最小化」を目指した取組みを進めています。

(1) くらし・生活の再建

《概要》

- ・地震による住家被害やライフラインの寸断などにより、一時18万人超の方々が避難を余儀なくされる中、政府をはじめ日本全国から多くの支援を受け、避難所への物資供給や避難所の運営改善、要配慮者の支援や医療機関・社会福祉施設等の事業継続支援を実施しました。
- ・被災者の方々が一日でも早く日常生活を取り戻すことができるように、避難所運営支援を継続しつつ、仮設住宅等の提供など被災者の「すまい」の確保に努めます。また、南阿蘇村立野地区の復旧・復興に向けた支援など、被災者に寄り添った取組みを推進します。
- ・生活再建の第一歩として、被災家屋の解体や災害廃棄物の適正処理を進め、生活環境の改善を図ります。また、生活再建支援、震災離職者の就職支援、商店街の機能回復支援など日常生活の回復に向けた取組みを進めます。さらに、被災地の消費者保護や犯罪抑止対策など、被災者が安心して暮らせる環境の確保に努めます。
- ・児童生徒等が安心して学校に通い学べるように、学校施設等の復旧や通学困難な地域における代替交通の確保、授業料の減免などに取り組むとともに、確かな学力の確保や児童生徒等の心のケアなどに取り組みます。
- ・医療施設、社会福祉施設等の復旧や人員確保等を支援するとともに、地震時の対応の検証を行い、災害時の要配慮者支援体制や災害・救急医療提供体制、福祉提供体制の充実・強化に向けた取組みを進めます。また、被災した総合周産期母子医療センターの機能代替や小児医療提供体制の充実など、出産・子育て環境の回復等を図ります。

(ア) 生活基盤の復旧

① 避難所の運営と仮設住宅等の提供

(避難所への物資供給)

- ・発災直後は、食料品や飲料水、毛布などの県備蓄物資を、市町村からの要請に基づいて提供しました。また、国のプッシュ型支援⁴の期間中は国と連携して支援物資を提供しました。
- ・その後は、避難所の多様なニーズに対応するため、市町村からの要請に応じた食料品・飲料・日用品等を、災害物資調達協定を締結している民間事業者と連携して調達・提供しています。

※国のプッシュ型支援実施期間：4月17日～5月13日

(避難所の運営支援)

- ・発災直後から地域の医療機関による診療が概ね正常化するまでの間、日本赤十字社救護班などの関係機関が避難所等において医療救護活動を行いました。また、看護師、保健師等で構成する災害派遣チームが避難所を巡回し、健康管理対策などを実施しました。引き続き、避難所のニーズに応じ保健・栄養指導など健康管理支援を行います。
- ・避難所の住環境の実態調査や運営状況の調査を行い、空調設備、冷蔵庫や洗濯機などの必要な設備整備を行うとともに、居住スペースへの間仕切りの導入や男女別トイレ・更衣室、授乳スペースの確保などの運営改善を促しました。引き続き、自主的な運営等に向けた支援を行います。
- ・また、ペットの受入対応については、ペットとの同行避難の実態調査を行い、必要な物資の提供等を行いました。

※避難所13箇所、避難者471人（9月14日現在）

参考：ピーク時 避難所855箇所、避難者183,882人（4月17日時点）

(要配慮者に対する避難支援等)

- ・発災直後から、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者への情報提供などを行い、福祉避難所、公務員住宅、公営住宅、ホテルや旅館などに要配慮者の受入れを進めています。また、要配慮者の意向を確認しながら、避難生活やその後の生活について支援を行います。併せて、長期避難者の一時的避難として、船舶、ホテル等を活用し避難生活のストレスを軽減します。

※福祉避難所：7市町村にて102人受入（9月1日現在）

※公営住宅：県営住宅84戸、市町村営住宅385戸(10市町村)を提供（9月14日現在）

※公務員住宅：6市町にて、48戸の住宅を提供（9月14日現在）

※独立行政法人所有住宅：8戸の住宅を提供（9月14日現在）

⁴ 発災当初、被災地地方自治体のみでは必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されるため、国が被災県からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送すること。

※旅館・ホテル：受入施設数 74 施設 受入被災者数 延べ2,273人（9月14日現在）

※フェリー「はくおう」受入被災者数：延べ2,605人（5月30日時点）

（在宅の要配慮者の支援等）

- ・発災直後から、避難行動要支援者名簿を活用し、状況把握に努めました。市町村や関係団体との連携により、在宅の障がい者、高齢者などの要配慮者が、必要な障害福祉サービスや介護サービスなどを受けられるよう支援します。

※在宅の障がい者及び高齢者の状況調査：熊本市約 9,300 人、御船町約 140 人、西原村約 750 人、嘉島町約 40 人、益城町約 4,900 人

（被災地における認知症対策の充実）

- ・認知症介護指導者や認知症サポーター団体等の避難所等での活動を支援し、また、被災により症状が悪化している認知症高齢者等に対応するため、認知症疾患医療センター等関係機関と連携した支援を行うなど、被災地における認知症対策の充実を図っています。

（ボランティアの受入れと協働）

- ・被災地のボランティアニーズ等の情報を発信し、社会福祉協議会の災害ボランティアセンターを通じて、被災者の生活環境の改善等を行うボランティアの受入れを行っています。また、県社会福祉協議会と連携し、全国や地元のボランティア団体のネットワークを活かし、ボランティア団体との協働を進め、避難所の環境改善や被災者の生活再建等を支援しています。

※ボランティア参加人数 113,299 人（9月14日現在速報値）

（被災建築物の応急危険度判定の実施）

- ・余震等による二次災害を防止するため、被災した建築物の応急危険度判定を実施しました。

※被災建築物応急危険度判定件数（6月4日時点）

判定件数：57,570 件（調査済：22,833 件、要注意：19,029 件、危険：15,708 件）

延べ判定士数：6,819 人

判定実施市町村：18 市町村

（住宅の応急修理と耐震化促進）

- ・半壊以上の被害を受けた住宅等を応急修理し、被災者が可能な限り自宅で生活できるよう支援します。
- ・市町村と連携した住宅耐震化の取組みを促進し、県民が安心して住み続けられる「すまい」の確保を支援します。

（仮設住宅等の提供）

- ・住宅に甚大な被害を受けた被災者の一時的な「すまい」として、被災者の意向に

沿いながら、住宅の配置を工夫し、県産木材を使用するなど「あたたかさ」と「ゆとり」のある応急仮設住宅や、みなし仮設住宅等を提供します。また、ペットの受入対応など入居者の実生活に配慮した応急仮設住宅となるよう支援を行います。

※応急仮設住宅：16市町村 107団地 4,266戸を着工（9月14日現在）

※木造による応急仮設住宅建設数 677戸（9月14日現在）

※みなし仮設住宅：22市町村にて、9,385戸の住宅を提供（9月14日現在）

※公営住宅：県営住宅84戸、市町村営住宅385戸（10市町村）を提供（9月14日現在）

※公務員住宅：6市町にて、48戸の住宅を提供（9月14日現在）

※独立行政法人所有住宅：8戸の住宅を提供（9月14日現在）

（「みんなの家」のある応急仮設住宅の整備等）

- ・ 応急仮設住宅の整備に当たっては、被災者の孤立等を防ぎコミュニティづくりを図るため、集会所等を「みんなの家」として整備するなど、住民や地域のコミュニケーションが生まれやすい環境を確保します。

（災害公営住宅の整備）

- ・ 被災者の恒久的な住まいを確保するため、被災市町村と連携しながら、地域特性や新しいコミュニティ形成、高齢者等に配慮した災害公営住宅の建設を促進します。

（避難所運営及び「すまい」の確保等に係る検証）

- ・ 物資の調達供給、福祉避難所を含めた避難所の運営、車中又はテント避難者への対応、避難行動要支援者避難支援計画の活用、仮設住宅の提供、ボランティア団体との連携などについて、震災対応における課題の整理と検証を行い、今後の災害対策に活かします。

② 宅地の復旧

（被災宅地危険度判定の実施）

- ・ 宅地が大規模かつ広範囲に被災した区域等における二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定を実施し、その結果について必要に応じて住民への周知を行いました。

※被災宅地危険度判定（8月13日現在）

調査件数：19,997件（危険：2,753件、要注意：4,361件（簡易調査を含む））

延べ判定士数：2,956人

判定実施市町村：12市町村

（宅地被害の復旧）

- ・ 市町村が実施する大規模な盛土造成地の滑動崩落、宅地の液状化やがけ崩れを防

止する事業の支援など、既存の支援制度の拡充を図り、宅地の復旧・耐震化を支援します。

- ・亀裂・陥没や小規模な擁壁崩壊等の、既存制度の対象とならない宅地被害の復旧について、新たな支援制度の創設を検討します。

③ 土砂災害の防止

(土砂災害防止のための応急対策と施設整備)

- ・甚大な土砂災害が発生した阿蘇市、南阿蘇村等において、土砂撤去などの応急対策を実施するとともに、崩落箇所を保全するため、緊急事業等に着手し、砂防施設の整備を進めます。

※応急対策の実施

崩土撤去 15 箇所、土のう積 9 箇所、計測機器等の設置 14 箇所（7月11日現在）

※阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面の直轄砂防災害関連緊急事業の実施（国直轄施工）

※災害関連緊急砂防事業（26 箇所）、災害関連緊急地すべり対策事業（3 箇所）、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（3 箇所）の実施（7月11日現在）

(土砂災害危険箇所の緊急点検の実施)

- ・地盤の不安定化による土砂災害が発生するおそれがあることから、土砂災害危険箇所の状態把握のため緊急点検を実施し、その結果について住民への周知を行いました。

※土砂災害危険箇所の緊急点検実施箇所数 6,587 箇所（5月31日完了）

(土砂災害特別警戒区域等からの移転支援)

- ・土砂災害等から住民の生命及び財産を保護するため、土砂災害特別警戒区域や災害危険区域等からの住宅移転を促進します。

(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の見直し等)

- ・土砂災害警戒区域等において、想定以上の土砂崩壊が発生している指定箇所、土砂崩壊が確認されている指定予定外の箇所に対して、土砂災害警戒区域等の見直しや新規設定の取組みを行うとともに、震度5強以上を観測した市町村を対象に、土砂災害警戒情報の発表基準について引下げを行い、早めの避難を呼びかけ、被害の未然防止を図ります。
- ・今後の災害に備え、仮設住宅建設候補地になりうる場所について、あらかじめ土砂災害の危険性について確認を行います。

※土砂災害警戒区域等の見直し 89 溪流（6月16日現在）

※土砂災害警戒情報発表基準7割基準22市町村、8割基準8市町（4月16日以降実施中）

(山腹崩壊等の実態把握)

- ・多数の山腹崩壊等に伴う河川への影響を把握するため、国が行う白川上流域の実態調査等に協力するとともに、その結果を踏まえた対策を国と連携して検討しま

す。

- ・国が実施した航空レーザ計測調査結果をもとに、山間地に発生した亀裂箇所等を把握し、効果的な対策の検討を進めます。

④ 地域コミュニティの再構築

(集落サポートプロジェクトの実施)

- ・地震の影響による人口流出が懸念される中、住み慣れた地域に住み続けることができるよう、過疎集落等を対象とした日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する取組みを実施します。

※委託実施個所4カ所

(南阿蘇村立野地区のコミュニティ再生)

- ・国道の寸断、阿蘇大橋の崩落や、ライフラインの損傷など甚大な被害を受けた南阿蘇村立野地区において、同地区での生活の再開に向けて地域住民の方々に寄り添った支援を行います。

※地域住民代表等との意見交換、水道復旧方策の検討、避難所環境の改善、仮設住宅入居要件の緩和の要望、庁内体制の整備（庁内作業部会の設置）

※住民説明会、アンケートの実施による住民意向の把握、住民意向を踏まえた取組み検討

(東海大学農学部阿蘇キャンパスの再開支援)

- ・東海大学農学部阿蘇キャンパスは、多くの学生が村に居住するなど地域の経済やコミュニティの活性化に大きく寄与していたことから、地域の再生に向けて大学や地元の意向を踏まえながら、阿蘇キャンパスの再開を支援します。

(「みんなの家」のある応急仮設住宅の整備等) [再掲]

- ・応急仮設住宅の整備に当たっては、被災者の孤立等を防ぎコミュニティづくりを図るため、集会所等を「みんなの家」として整備するなど、住民や地域のコミュニケーションが生まれやすい環境を確保します。

(地域支え合いセンターの設置・運営等)

- ・被災者の安心できる日常生活を支え、生活再建と自立を支援するため、平成28年10月までに市町村が設置する「地域支え合いセンター」の体制整備や運営等を支援します。
- ・「地域支え合いセンター」では、被災者の個々の状況に応じた見守りや生活支援、地域交流の促進等、仮設住宅等における被災者の総合支援を行います。
- ・また、仮設住宅等の入居者が、日常生活における活動不足により心身の機能が低下する「生活不活発病」になることを防ぐため、関係機関と連携した専門職の派遣など実地支援を行います。

(仮設住宅への利便施設設置等)

- ・仮設住宅など被災地における買い物等をサポートするため、民間企業の協力を得て、移動販売車や仮設店舗等の展開を促進します。

(地域の拠点づくりや担い手育成)

- ・被災地域等において、被災者の生活支援など地域課題を解決するための支援拠点づくりモデル事業を実施します。また、その担い手となる NPO の財政基盤や組織基盤の強化を行います。

(イ) 生活の再建と教育環境の回復

① 被災者の生活再建支援

(災害廃棄物処理)

- ・生活再建の第一歩として、災害廃棄物処理が迅速かつ適正に行われるよう、市町村の一次仮置場の設置運営、損壊家屋の公費解体、アスベスト対策等を支援するとともに、必要に応じて職員を派遣します。また、単独で災害廃棄物処理が困難な市町村の要請に応じて県が事務を受託し、二次仮置場を設置して計画的に処理を進め、再生利用（リサイクル）と減量化を図りながら全ての災害廃棄物の処理を発災後 2 年以内（平成 30 年 4 月まで）に終了します。

※災害廃棄物発生推計量：約 195 万 t（平時の一般廃棄物処理量の約 3 年分。今後の家屋解体の状況等を踏まえ必要に応じて見直し予定）

※市町村への情報提供：説明会等の開催回数 10 回（9 月 14 日現在）

※災害廃棄物処理事務委託市町村数：7 市町村（9 月 14 日現在）

(被災者生活再建支援金などによる生活再建支援)

- ・発災直後から、被災者生活再建支援金など、生活再建に関する制度を被災者に情報提供しました。県外への避難者も含めて必要な情報の提供を進め、これらの制度の利用促進を図ります。

※被災者生活再建支援金の市町村での受付件数 23,101 件（8 月 31 日現在）

(震災により経済的に困窮した人などへの支援)

- ・発災直後から、震災により経済的に困窮した被災者に対して、生活困窮者自立相談支援窓口などの専門の相談窓口において対応を行うとともに、生活再建に向けての家計相談支援や就労支援を行っています。また、ニーズに応じて災害援護資金や母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行っています。
- ・“子ども食堂”などの活動を行う民間団体や市町村等と連携し、子供たちの居場所づくり等の支援を行います。

(震災離職者の就職支援と求人開拓)

- ・震災離職者等に対し、県の就労支援窓口である「ジョブカフェ（・ブランチ）」を拠点として、就職支援やニーズに応じた求人開拓等を実施するとともに、ハローワークと協働し、カウンセリング、職業紹介、就職後のフォローアップを実施するなど、ワンストップで支援します。

(震災離職者等の雇用支援)

- ・公共職業訓練の枠組みでは実施できない4分野（IT、BPO・コールセンター、介護、建設）において、関係機関と一体となって人材育成カリキュラムの開発及び養成を行い、震災離職者等の雇用を支援します。

(復興を担う人材の就労支援)

- ・新規雇用等に対する助成制度の活用を被災事業所等に促すことにより、採用意欲を高め、被災者をはじめとする県内外の復興を担う人材の就労を支援します。

(雇用維持支援)

- ・経営支援機関及び事業所向けのセミナー・相談会を開催するとともに、事業所へアドバイザーを派遣し、雇用調整助成金など各種制度の申請等を支援することで、労働者の雇用維持を図ります。また、被災により休業を余儀なくされている事業所等と従業員が不足する事業所との出向に関するニーズを掘り起こし、それぞれに人材情報を提供するとともにマッチングを行うなど、関係団体と連携し、従業員の他の事業所への一時的な出向を支援し、従業員の雇用を維持します。

(被災地の交通安全・円滑な交通の確保)

- ・通学路等における交通危険箇所の安全を確保するとともに、被災した交通安全施設等は応急復旧のうえ、平成 29 年度内の本復旧完了を目指します。また、復旧の加速化につながるよう、道路復旧工事などによる交通の流れに応じた交通規制・交通管制、交通情報のタイムリーな提供等を通じて円滑な交通を確保します。

※被災した交通安全施設等（9月14日現在）

529 箇所（信号機等 470 箇所、道路標識 59 箇所）

※上記のうち、復旧工事完了（9月14日現在）

360 箇所（信号機等）

(安全安心な通学路の確保)

- ・被災した通学路の安全を確保するため、市町村と連携し迅速に応急復旧するとともに、本復旧に着手します。また、迂回路となっている阿蘇市のミルクロード入口において、平成 28 年度内に交差点の改良を含む歩道整備等を行います。

(商店街の機能回復)

- ・被災した商店街が地域コミュニティや買い物の場としての機能を回復するための

情報発信等を支援します。また、アーケード等の共同施設や店舗の復旧等の取組みを支援します。

(消費者保護・支援)

- ・震災に伴う不動産の賃貸借や補修、ローンなど様々な消費生活相談への対応や、災害に便乗した悪質商法等からの消費者保護のため、相談時間の拡大や専門家による法律相談の実施など、県消費生活センターの相談体制を強化します。また、高齢者等の見守りネットワークの拡充など地域における消費者支援の取組みを強化するとともに、被災した市町村消費生活センターの再建・強化を支援します。

※県消費生活センターにおける電話相談を休日等に拡大。

※県弁護士会・司法書士会と連携しての無料法律相談を実施。

※国からの派遣を受けた専門家による消費生活相談を実施。

(被災地の犯罪抑止・犯罪取締り等)

- ・警察官、関係団体等による被災地のパトロールや避難所、仮設住宅等への訪問活動等の強化、安全情報の発信など、被災地の犯罪抑止対策を推進するとともに、被災家屋・店舗等における窃盗事犯、震災に便乗した詐欺・悪質商法事犯などの取締りの強化や、復旧・復興事業からの暴力団排除に取り組みます。また、震災の影響により増加が懸念される DV に関する相談対応や啓発の充実などを行います。

② 学校施設をはじめとした教育環境の回復

(学校施設の被害状況調査と学校再開)

- ・震災で被災した学校施設の被害状況調査・把握を行い、安全確保対策を実施したうえで学校を再開しました。

※学校の被災状況

県立中学・高等学校、特別支援学校：71 校中 57 校が被災

市町村立小中学校等：45 市町村 643 校中 30 市町村 389 校が被災

私立幼稚園：79 園中 50 園が被災

私立中学・高等学校：31 校中 29 校が被災

私立専修学校・各種学校：53 校中 44 校が被災

大学：11 校中 11 校が被災

※応急危険度判定の実施（文部科学省・県等による実施）

県立中学・高等学校、特別支援学校：35 校 562 棟（5月4日時点）

市町村立学校：53 校（施設）192 棟（5月9日時点）

私立学校：27 校（園）86 棟（5月2日時点）

※学校再開（全校再開時期）

県立中学・高等学校、特別支援学校：5月10日、市町村立小中学校等：5月11日

私立幼稚園：5月16日、私立中学・高等学校：5月10日

大学：5月16日（東海大学農学部・農学研究科は7月1日（熊本キャンパスを利用））

(被災した学校施設の復旧)

- ・ 県立中・高等学校については、仮復旧や教室の代替により学習環境を確保し、第2学期開始時までを目標に二次被害防止対策や、使用禁止施設等の復旧、仮設校舎の設置を進めました。また、本復旧は可能な限り早期に着手し、生徒の傷ついた心に配慮した地震の痕跡を残さないものとします。
- ・ 市町村立学校、私立幼稚園・中学・高等学校等については、早期復旧に向けた支援を実施します。

※私立学校への支援

被災に伴う突発的な支出等による当面の資金不足に対応するため、6月初旬に経常費補助金の繰上交付、交付割合の増を実施

- ・ 県立大学においては、7月中に施設の安全性確認を実施し、平成28年度中の復旧を目指します。また、他大学については、個々の復旧に向けた取組みに対し、状況に応じて支援します。

(災害対応の機能向上)

- ・ 児童生徒の安全確保のため、まずは県立学校に緊急地震速報受信システムを設置します。また、災害時に防災拠点・避難所の機能を果たすことができるよう、市町村と役割を整理するとともに整備のあり方を検討します。

(被災した教育設備等の復旧及び給食・衛生環境の確保)

- ・ 被災した教材器具、健康診断器具、学校給食器具やパソコンなど教育設備の早期復旧、備品等の耐震化、倒壊の危険がある研修施設の解体等に取り組むとともに、市町村や私立学校等の設備等復旧に向けた取組みを支援します。
- ・ 被災した市町村立学校が完全給食に移行するまでの給食支援や給食調理員のノロウイルス検査等による衛生管理の徹底・充実に努めます。

※県立高校 57 校中、17 校で産業教育設備に、13 校で理科教育設備に被害あり（6月13日時点）

※47 市町村中 11 市町村の公立学校 39 校で、理科教育設備に被害あり（6月9日時点）

※県立校 74 校中 21 校の校務用等パソコン 224 台等に被害あり（9月1日現在）

(教職員等の追加配置による教育環境の充実・確保)

- ・ 児童生徒の心のケア、学力の保障、地域等との連携など、災害に伴い新たに発生する業務に不足する教職員を、臨時教員の任用、他都道府県等からの派遣により確保し、体制を強化することで、教育環境の充実・確保を図ります。
- ・ 建築職等の技術職員を中心とした中長期的な職員派遣を他都道府県に要請・確保し、学校施設及び体育施設等の復旧・復興業務を円滑に推進します。

※追加配置 97 人（7月8日時点）

うち、他都道府県・政令市からの長期派遣教員は 40 人（教諭等 21 人、養護教諭 19 人）

※他県から派遣された技術職員 5 人（9月14日現在）

(災害があっても確かな学力を育める教育環境の整備)

- ・授業の遅れを取り戻すため、夏季休業日の短縮、行事の精選などにより、授業時間数の回復を図ります。また、被災による心身の不調等により学力定着に課題が生じた児童生徒には、個々の習熟度に応じ、「ティーム・ティーチング」等による柔軟かつきめ細かな指導を行います。
- ・被災状況が深刻な小中学校への学習ボランティア派遣や震災により経済的に困窮した家庭等の子供たちに対する学びの場を提供します。
- ・地震による児童生徒の学習環境への影響も踏まえ、学力の定着状況を客観的に把握し、その結果を指導方法の工夫改善に活かします。
- ・甚大な被害により必要な授業時間に影響が生じた県立高校において、短時間で高い学習指導効果が期待できる ICT⁵を活用した授業を推進します。

※学習ボランティア派遣状況：延べ派遣人数 191 人（9月14日現在）

※学びの場の提供状況：

学習教室 35 箇所 136 人（8月31日現在）

地域の学習教室 100 箇所 407 人（9月14日現在）

(通学手段の確保)

- ・地震により通学困難となった高校生等の通学手段を確保するため、通学バス等の運行や寮の活用等により支援します。

※阿蘇地域の公立高校生、県立特別支援学校生、私立中高生、専門学校生、大学生

5月9日から阿蘇地区（JR九州による迂回バス）、南阿蘇地区（通学バス）で運行開始

大津支援学校は5月18日から、ひのくに高等支援学校は5月27日から、通学生に対し代替交通手段を確保し運行

※小中学校は、各市町村が代替交通手段を確保し運行（御船町、益城町、甲佐町、南阿蘇村）

(経済的負担軽減による就学支援)

- ・学校の授業料等の減免をはじめとした教育費の負担軽減、新たな奨学金制度の創設などにより、震災により経済的理由から就学等が困難となった幼児・児童生徒及び学生の就学（修学）を支援します。また、被災し、滅失、毀損した教科書等の学用品についても、災害救助法に基づき、無償配付等により支援しました。

※国公立学校の小学生に 3,970 冊、中学生に 3,765 冊、高校生等に 4,338 冊の教科書を無償配付

※私立学校生徒 880 人に対し 4,779 冊の教科書を無償配付（6月15日時点）

(児童生徒・保護者の心のケア)

- ・震災により心のケアが必要な児童生徒等を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣を充実するとともに、子供たちの心や体、行動などの変化に不安を抱える保護者に対して、「親の学び」講座を中心

⁵ Information & Communications Technology（情報通信技術）の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

とした家庭教育を支援し、保護者同士の交流の場を設けるなど心の不安を和らげる取組み等を行います。

※公立小中学校へのスクールカウンセラーは、震災直後から延べ 2,991 人を配置・派遣（9月13日現在）

※全県立高校（分校を含む）へのスクールカウンセラーの配置時間の拡充に加え、緊急配置・派遣を実施（震災直後から延べ 437 人を県立高校に配置・派遣（8月31日現在））

※県立特別支援学校 6 校 42 人に対し、特別支援教育に対する専門性を有したスクールカウンセラーを延べ 18 人派遣。（9月14日現在）

※県立高校 5 校を拠点校としてスクールソーシャルワーカーを配置し、すべての県立学校からの派遣要請に対応

※公立小中学校には、すべての教育事務所等に合計 18 人のスクールソーシャルワーカーを配置し、各管内すべての小中学校からの支援要請に対応

※私立中学・高等学校 30 校全校（中学校 9 校含む）にスクールソーシャルワーカーを派遣、25 校（中学校 9 校含む）がスクールカウンセラーを配置（私立中学・高等学校で震災により心のケアが必要な生徒は 200 人以上（7月1日現在））

※親の学び講座：県内全小中学校（小 362 校、中 174 校）、幼稚園、保育所等で実施

※発達障がい等への対応：被災地の小中学校 11 校からの要請により、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター延べ 176 人を派遣（9月14日現在）

- ・震災によるストレスを抱えた児童生徒に学校が適切に対応できるよう、警察署等に配置したスクールサポーターを学校に派遣し、児童生徒に関する学校側からの各種相談への対応、学校と連携した非行・被害防止教室の開催等、学校が児童生徒に安全安心な教育環境を提供できるよう支援します。

※震災発生直後は、学校の被災状況確認、震災に起因する危険個所の把握、過去に対応した児童・生徒の現状把握等を実施

（教職員を対象とした心のケア）

- ・教職員が児童生徒に適切に対応できるよう、5月に相談窓口を設置しました。また、公立学校の全教職員を対象にメンタルヘルスに関する調査を実施し、その結果に基づく支援を行います。

※メンタルヘルスに関する調査 381 校、10,617 人に対して実施（9月14日現在）

（地域に密着した学校づくり）

- ・災害時にも地域社会全体で支え合う子育て環境の整備を図るため、地域とともにある学校づくりを目的とするコミュニティ・スクールの導入促進や、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置、子供たちの安全安心な居場所となる放課後子供教室の設置等を進め、学校・家庭・地域の連携・協働体制を強化します。

※学校支援活動：24 市町村 118 小中学校実施（6月30日時点）

※指導助言実施：県内 5 教育事務所を拠点に県下全域で実施

※放課後子供教室：26 市町村 74 教室実施（7月14日時点）

(特別支援教育体制の強化)

- ・震災の影響等も踏まえ、特別な支援が必要な児童生徒の変化等に適切に対応するため、特別支援学校の専門職員による小中学校や高等学校への巡回相談を行うとともに、校内支援体制等への助言を行う外部専門家の配置等により高等学校への支援を強化します。

また、特別な支援が必要な児童生徒に関する啓発や、特別支援学校における教員の専門性の向上を図るなど、支援体制を強化します。

(医療的ケアの実施)

- ・震災の影響等も踏まえ、医療的ケアが必要な児童生徒が安心して県立特別支援学校に通学でき、保護者の負担軽減等が図られるよう、医療機関から学校に看護師を派遣し、児童生徒に対し医療的ケアを提供します。また、人工呼吸器を装着している児童生徒に対しても、呼吸器管理等を行う看護師によるケアを提供します。

※県立特別支援学校7校の児童生徒53人（医療的ケア）

※県立熊本かがやきの森支援学校の生徒1人（人工呼吸器管理）

(ウ) 医療・福祉提供体制の立て直し

① 医療・福祉施設の機能回復等

(医療施設の復旧及び人員確保等)

- ・発災直後には、被災地域の医療従事者の不足に対応するため、医療機関の依頼を受け、医師や看護職員等の派遣調整を行いました。また、断水した医療機関等の依頼を受け、自衛隊又は県内市町村へ給水を要請しました。
- ・6月に全医療機関を対象に実施した被害状況、診療再開状況、行政への要望等に関する調査結果を踏まえ、国と連携して、被災施設の早期復旧支援とともに地域医療提供体制の充実・強化を進めます。特に、地盤、擁壁等の被害の大きい施設に対する支援制度の創設を国に働きかけます。

※被災した医療施設等

病院152施設、診療所711施設、歯科診療所439施設（9月14日現在）

精神科デイケア施設5施設（9月14日現在）

医療関係者養成施設11施設（9月14日現在）

(社会福祉施設等の復旧及び人員確保等)

- ・発災直後には、社会福祉施設職員等の不足に対応するため施設の応援要請ニーズを把握するとともに、介護職員・児童指導員・保育士等必要な職員の県外施設からの受入れを支援しました。
- ・また、被災した施設に対して、その被害と運営状況などに応じて、施設の復旧や機能回復等を支援します。
- ・特に、地盤、擁壁等の被害の大きい施設に対する支援制度の創設を国に働きかけ

ます。

※被災した社会福祉施設等

高齢者関係福祉施設等 750 施設（9月14日現在）

障がい者福祉施設 267 施設（9月14日現在）

保育所等 508 施設（9月14日現在）

児童養護施設等 11 施設（9月14日現在）

救護施設 3 施設（9月14日現在）

（医療救護活動）

- ・発災直後には、県の要請に基づき、全国各地から派遣された災害派遣医療チーム（DMAT⁶）が、倒壊のおそれのある病院からの入院患者の搬送支援や被災地における診療支援等を行いました。
- ・DMAT の活動終了後は、日本赤十字社救護班、日本医師会災害医療チーム（JMAT⁷）等が DMAT 活動を円滑に引き継ぐとともに、避難所、救護所等で引き続き医療救護活動を行いました。

※主な医療救護班の活動状況（4月14日～6月2日）

災害派遣医療チーム（DMAT）：508 チーム、2,199 人

日本赤十字社救護班：339 チーム、1,894 人

日本医師会災害医療チーム（JMAT）：563 チーム、2,515 人

全国知事会医療救護班：199 チーム、1,041 人

（災害・救急医療提供体制の充実・強化）

- ・平成 28 年度内に、医療関係者、学識経験者等で構成される検討委員会等を通じ、災害時医療救護活動等の検証を行います。また、「くまもとメディカルネットワーク⁸」の構築を推進し、災害発生時の医療救護活動に必要な診療・調剤・介護等の患者情報を ICT の活用により共有し、被災時でも適切な医療・介護サービスの提供を可能とします。

※医療・介護施設等における「くまもとメディカルネットワーク」の利用施設等数：117 施設（3月31日現在）

（福祉避難所の設置）

- ・発災直後から、高齢者施設や障がい者福祉施設などに福祉避難所を設置するとともに、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者に対し、情報提供などを行い、福祉避難所への受入れを進めました。

⁶ Disaster Medical Assistance Team の略。大地震及び航空機・列車事故といった大規模災害の急性期に、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

⁷ Japan Medical Association Team の略。日本医師会からの依頼により、都道府県医師会が、都市区医師会や医療機関などを単位として編成し、被災地で活躍する日本医師会災害医療チーム。災害発生直後から、被災地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えるための組織。

⁸ 熊本県内の医療機関や介護施設などをネットワークで結び、患者の診療・調剤・介護に必要な情報を共有して医療・介護サービスに活かすシステム。

※福祉避難所の受入状況

7市町村にて102人受入れ（9月1日現在）

（災害時の福祉提供体制の充実・強化）

- ・平成28年度内に、福祉避難所や災害派遣福祉チーム（DCAT⁹）の熊本地震時の対応等を検証し、その結果を踏まえ、福祉避難所や災害派遣福祉チーム（DCAT）の運用を見直します。

（地域支え合いセンターの設置・運営等）〔再掲〕

- ・被災者の安心できる日常生活を支え、生活再建と自立を支援するため、平成28年10月までに市町村が設置する「地域支え合いセンター」の体制整備や運営等を支援します。
- ・「地域支え合いセンター」では、被災者の個々の状況に応じた見守りや生活支援、地域交流の促進等、仮設住宅等における被災者の総合支援を行います。
- ・また、仮設住宅等の入居者が、日常生活における活動不足により心身の機能が低下する「生活不活発病」になることを防ぐため、関係機関と連携した専門職の派遣など実地支援を行います。

② 被災者の健康保持と心のケア

（保健・介護予防）

- ・保健師や管理栄養士等専門職員が避難所等を巡回し、被災者の健康状態の把握や熱中症、感染症、食中毒等の予防、栄養指導、口腔ケア活動、運動指導や生活環境の改善指導等を実施しました。引き続き、被災者の健康の保持や介護予防につながる活動を行います。

※県外保健師活動状況：53道府県・市から延べ6,446人が活動（8月15日時点）

※県外管理栄養士：31道府県・市から延べ925人が活動（6月30日時点）

（心のケア）

- ・被災者の心のケアについては、災害派遣精神医療チーム（DPAT¹⁰）が避難所等を巡回し、診察等を行うとともに、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所においても相談対応を行っています。
- ・市町村などの関係機関と連携して被災者に寄り添った心のケアを行うため、「熊本こころのケアセンター」を平成28年10月に設置します。
- ・仮設住宅等の被災地へ女性相談員を派遣し、女性が抱える不安・悩みの相談に対応します。

※DPATの活動実績

⁹ Disaster Care Assistance Team の略。災害発生時において、高齢者や障がい者などの要配慮者を支援するチーム。

¹⁰ Disaster Psychiatric Assistance Team の略。自然災害などの大規模災害の後、被災地に入り、精神医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム。

4月15日以降に全国から派遣されたDPATは6月末で活動を終了(229チームが参加)し、6月21日から活動を開始した熊本DPATが現在は避難所等を訪問・支援

※児童相談所の活動実績

児童相談所による避難所巡回及び電話相談窓口の設置

電話相談件数：185件(9月14日現在)

③ 出産・子育て環境の回復

(周産期医療提供体制の確保)

- ・熊本市市民病院は、県内に二つある総合周産期母子医療センターの一つを運営していましたが、本震発災後から、その機能が停止しています。新生児集中治療管理室(NICU)等に入院していた患者は、県内外の周産期母子医療センターに搬送されました。
- ・熊本市が計画している新病院再建までの間、熊本市市民病院が担ってきた周産期医療を、県内の周産期母子医療センターで可能な限り補える体制となるように支援します。

(保育所等の復旧及び人員確保等)

- ・発災直後には、被災した保育所、児童養護施設などに対し、飲料水などの物資提供を行うとともに、「児童福祉施設等災害復旧の手引き」の作成・周知を行い、その機能回復を支援しました。また、職員不足に対応するため、児童指導員・保育士等必要な職員の県外施設からの受入れ支援を行いました。被災した施設に対しては、代替施設での運営など、その被害状況などに応じて、建物の復旧や機能回復などに対する支援を行っています。〔再掲〕
- ・避難所や応急仮設住宅などにおける、子育て交流の場又は出張ひろばの設置を支援します。

※被災した保育所等(9月14日現在)

保育所297施設、認定こども園55施設、放課後児童クラブ81施設、地域子育て支援拠点事業15施設、児童館9施設、小規模保育事業31事業所、家庭的保育事業8事業所、事業所内保育事業6事業所、認可外保育所6施設

※被災した児童養護施設等(9月14日現在)

児童養護施設4施設、乳児院1施設、母子生活支援施設2施設、情緒障害児短期治療施設1施設、児童自立支援施設1施設、一時保護所(児童)1施設、母子・父子休養ホーム1施設

(小児医療提供体制の充実)

- ・被災後の保護者の不安軽減を図るため、小児救急電話相談について、平成28年8月から休日・夜間の相談時間を延長しました。
- ・平成28年10月を目途に県内の小児在宅医療の中核となる支援センターを開設し、総合相談の実施、コーディネーターや医療関係者の養成など、医療ケアの必要な

子供やその家族が災害時でも安心して暮らせるよう、小児医療体制の充実を図ります。

(子供の心のケア等)

- ・ 発災直後から児童相談所職員が避難所を巡回して、子供の心のケアに関する相談対応を行うとともに、専門的なケアを要する乳幼児世帯への家庭訪問や被災により精神的に不安定になっている子供を抱えた保護者からの電話相談等を実施しています。
- ・ 被災した子供たちに接する保育士等への心のケア研修を実施するとともに、「こころのケア問診票」を作成するなど、市町村が行う被災した親子への相談対応等を支援しています。
- ・ 発達障がい者支援センターにおいて発達障がいを抱える被災家族等への相談支援などを行っています。

※実施状況

保育士対象の研修2回、放課後児童支援員対象の研修2回、保健師等対象の研修1回（9月14日現在）

児童相談所における電話相談の件数185件（9月14日現在）〔再掲〕

発達障がい者支援センターにおける相談件数283件（8月31日現在）

発達障がい医療センターにおけるセミナー3回（9月14日現在）

(2) 社会基盤の復旧

《概要》

- ・国道 325 号や県道熊本高森線など被災した道路・橋梁をはじめとする公共土木施設や生活インフラの復旧を進めるとともに、南阿蘇鉄道や JR 豊肥本線の復旧に取り組みます。
- ・市町村庁舎の再建をはじめ防災拠点となる施設等の復旧・耐震化等を進めます。また、熊本地震の災害対応を検証するとともに、地域防災計画の見直しなど市町村、関係団体と連携し、県全体で防災体制を強化します。
- ・甚大な被害を受けた益城町をはじめとする熊本都市圏東部地域等において、地域のポテンシャルを活かした復興のまちづくりを支援します。また、総合防災航空センター（仮称）の整備など広域防災機能の充実・強化を進めます。
- ・熊本城、阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧や、大きな被害を受けた阿蘇の草原の再生に向けた取り組みなど、文化財・自然景観の再生に取り組みます。

(エ) 社会基盤の復旧と防災体制の強化

① 被災道路・橋梁の復旧

(被災した道路等の復旧)

- ・亀裂や崩壊等が発生した道路や橋梁について、被災状況に応じて通行を規制し迂回路を確保するとともに、応急復旧に着手しました。
- ・平成 28 年度内に調査設計と工事に着手するとともに、小規模被災箇所や用地取得を要しない箇所については、復旧工事を完了させます。
- ・市町村管理道路については、県職員の派遣による事務支援や一部の市町村道の復旧工事を県で代行施行するなど、早期復旧を促進します。
- ・九州縦貫自動車道の早期の完全復旧について国に働きかけます。

※県管理道路・橋梁の被害箇所 445 箇所（全面通行止め 111 箇所実施）

※全面通行止め 111 箇所のうち、応急復旧が完了し通行止め解除した路線 89 箇所（全面通行止め 22 箇所継続実施中）（9月14日現在）

(阿蘇地域への主要ルートの復旧・迂回路確保)

- ・阿蘇地域への主要ルートである国道 325 号阿蘇大橋及び県道熊本高森線（俵山ルート）、村道栃の木～立野線の復旧工事について、本県が要望した国の直轄による代行施行が実現しました。
- ・国に対して阿蘇地域への主要ルートの早期復旧を働きかけた結果、国道 57 号は北側復旧ルートでの整備及び現道復旧についての検討、県道熊本高森線（俵山ルー

ト) は年内にトンネルと旧道を活用した南阿蘇地区東西方向の迂回路強化の方針、村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）については、応急復旧により平成 29 年夏の開通見通しが示されました。

- ・引き続き、阿蘇地域への主要ルートの早期復旧を国に対して働きかけるとともに、国等と連携しながら迂回路の安全対策に取り組みます。

② 公共交通網の復旧

(南阿蘇鉄道の復旧)

- ・中松駅から立野駅までの区間の復旧方法の検討など、南阿蘇鉄道の全線復旧に向けた取組みについて、国及び地元町村とともに支援し、全線復旧を推進します。

※7月31日 高森－中松間で運転再開

(路線バス等による被災地域の公共交通の確保)

- ・被災地の地域住民の公共交通手段確保のため、仮設住宅建設等に伴う新たなニーズを把握するとともに、ニーズに即した路線バス等の運行がなされるよう、市町村や交通事業者と連携して取り組みます。なお、益城町テクノ仮設団地において入居者の利便性向上を図るため、路線バスの利用を支援します。

(JR 豊肥本線の復旧)

- ・JR 豊肥本線の復旧について、国等と連携して沿線斜面の安定対策等を促進するとともに、国に対して JR 豊肥本線の復旧に係る財政支援を働きかけます。

※7月9日 阿蘇－豊後荻間で運転再開

③ 公共土木施設や生活インフラ等の復旧

(公共土木施設の応急対策と復旧)

- ・被災した砂防、港湾、公園等について、応急対策工事を実施しました。早期の本復旧に向けて、平成 28 年度内に調査設計や復旧工事に着手します。

※被害箇所数（6月29日現在）

砂防施設 32 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 3 箇所

うち、応急対応（砂防施設 9 箇所）

港湾施設 7 港

うち、応急対応 2 港

都市公園等 5 箇所

うち、応急対応 2 箇所

(河川・海岸の応急対策と復旧)

- ・被災した河川・海岸について、必要な応急対策工事を実施しました。また、早期の本復旧に向けて、平成 28 年度内に調査設計や復旧工事に着手します。

※被害箇所数 河川海岸施設 354 箇所

うち、応急対応 66 箇所完了（5月31日時点）

- ・堤防の損傷等により治水の安全度が低下している河川について、住民の安全確保のため水防警報の基準水位を通常よりも下げて運用することで、早期の水防活動開始と地域住民への警戒・呼びかけを促進します。

※3水系6河川8観測局（6月1日現在）

- ・山腹崩壊による大量の土砂や流木を原因とした洪水被害等が発生しないよう、国・県・流域市町村と情報共有を行い、河川や海岸、港湾に流入した土砂や流木を撤去するとともに、監視体制の強化を図ります。

（被災地域の河川・海岸の改修等）

- ・強い地震動を受けた地域において、安全安心を確保するため、治水上の危険箇所に関する河川堤防の緊急的な調査、点検及び氾濫解析、危険箇所の監視体制の強化に取り組むとともに、沈下した河川・海岸堤防の嵩上げや耐震対策等を推進します。

（上水道の復旧・耐震化）

- ・被災した上水道施設について、平成 29 年度末の耐震対策を含めた復旧完了を目指し、関係市町村の取組みを支援するとともに、水道事業の統合等による経営の安定化に関する市町村への助言・指導を行います。

※断水戸数 最大約 43 万戸（9月14日現在 569 戸）

※地域の復興に合わせて水道の復旧・整備を行う必要がある一部地域を除き応急復旧は完了

（下水道等の復旧・耐震化）

- ・被災した下水道施設（処理場、管路）について、平成 30 年度までに本復旧を完了するよう、平成 28 年度内に耐震対策を含めた復旧工事に着手します。
- ・今回の地震を踏まえた「新たな生活排水処理構想」を策定するとともに、計画的に耐震対策を進めます。
- ・被災した浄化槽の復旧及び老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換促進を支援します。

※下水道の被害箇所数 120 箇所（県と市町村管理の下水処理場と管路施設等）

（9月14日現在）

※上記のうち、応急対応 15 箇所完了（9月14日現在）

（災害に強い交通安全施設の整備）〔再掲〕

- ・被災した交通安全施設について、平成 29 年度内の復旧完了を目指し、復旧工事に取り組むとともに、交通の流れに応じた交通安全施設等の整備を推進します。

※被災した交通安全施設等（9月14日現在）

529 箇所（信号機等 470 箇所、道路標識 59 箇所）

※上記のうち、復旧工事完了（9月14日現在）

360 箇所（信号機等）

※被災した交通安全施設等について、交通状況等を踏まえ必要性の高いものから優先的に復旧工事に着手

(海岸堤防及び漁港の復旧)

- ・農地海岸保全施設の復旧について、本県が要望した国の直轄権限代行が実現しました。その他の被災した海岸保全施設等及び漁港等について、被害状況を把握し再度災害防止のための復旧工事に着手します。

(公営企業関係施設の復旧)

- ・県公営企業（工業用水道事業、有料駐車場事業、電気事業）に係る被災施設・設備について、平成 29 年度早期の復旧完了を目指し、平成 28 年度内に調査設計や復旧工事等に着手します。

※工業用水道事業施設については、4 月 28 日に応急復旧終了

※有料駐車場事業施設については、応急復旧措置を終え、5 月 28 日営業再開

(復旧工事の円滑な施工)

- ・県が実施する災害復旧工事を適切かつ速やかに施工するため、地形や地質など地理的状況を熟知する県内建設業者に優先して発注する入札契約制度を導入します。

(埋蔵文化財調査)

- ・被災地の復旧や復興の工事等に遅れが生じないように市町村と連携して、埋蔵文化財発掘調査の全体事業量を把握し、他県の専門職員の受入れを含めた調査体制の確保を進めます。

④ 防災体制の回復・強化

(防災拠点となる施設等の復旧や耐震化・機能強化の促進)

- ・市町村庁舎等の市町村有施設について、庁舎建替え等に係る財政措置を国に働きかけるなど、市町村の取組みを支援します。併せて、市町村有施設の耐震化・機能強化を促進します。

※市町村庁舎等の市町村有施設について、原形復旧部分を超える形の「熊本地震の特例」による災害復旧事業債が充当可能となった。

- ・県庁舎及び総合庁舎など被災した県有建築物について、被災状況の調査を行うとともに、応急復旧に取り組みます。また、防災拠点となる庁舎等について、早期復旧や、耐震化、機能強化による耐災性の向上を図るため、平成 28 年度に設計や復旧・改修工事に着手します。
- ・災害に強いエネルギー自給システムの構築に取り組む市町村へ関係情報の提供等を行うとともに、公共施設等への再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池の導入を促進します。
- ・被災時の医療提供体制を支える医療施設や、地域住民の避難所となる学校施設、

社会福祉施設の復旧や耐震化等を推進します。〔一部再掲〕

(熊本産業展示場の復旧等)

- ・ 本県の産業・経済・文化及び広域防災拠点構想における物資集積等の拠点である熊本産業展示場（グランメッセ熊本）について、平成 29 年 7 月の営業再開に向け、平成 28 年度に復旧工事に着手します。

※コンベンションホール及び会議室は、平成 28 年度内に供用開始予定

(県地域防災計画の見直し)

- ・ 熊本地震の災害対応に関する検証を行い、県地域防災計画の見直しに着手します。

(国土強靱化地域計画の策定)

- ・ 大規模自然災害等に備え、平時から強靱な地域づくりを持続的に展開していくため、国土強靱化地域計画を策定します。

(地域防災の要となる行政の防災体制強化)

- ・ 県の業務継続計画（BCP¹¹）の見直しを進めるとともに、市町村の避難勧告等の発令基準の見直しや BCP 策定等を支援します。

(災害現場の捜索活動の体制整備等)

- ・ 災害時に迅速かつ的確な人命救助や捜索が行えるよう、災害現場での捜索活動に使用するドローンの新規導入、災害等の事態対処に効果的に活用できる統合地理情報システムの研究開発など、防災体制の整備等を図ります。

(ライフライン事業者の BCP 策定支援)

- ・ 上水道、電気、ガスのライフラインに係る事業継続計画（BCP）策定に向けた市町村、関係事業者の取組みを支援します。
- ・ 災害時における下水道機能の維持のため、災害対応力向上や自治体間連携の強化を目的とした県内地域ブロックごとの連絡協議会等を設立するとともに、日本下水道事業団等との災害維持修繕協定を締結し、災害時の速やかな応急復旧を図る体制を構築します。

(自らの身を守る「自助」の推進)

- ・ 地震発生時に自らの身を守る「自助」の推進のため、幅広い世代を対象とした防災講座や訓練を行うとともに、各家庭における食料備蓄や予防的避難等の普及・定着を図ります。

¹¹ Business Continuity Plan（業務（事業）継続計画）の略。大規模災害等の発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

(地域でお互い助け合う「共助」の推進)

- ・災害時における地域の自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、地域の防災リーダーの育成や消防団、自主防災組織、女性防火クラブ等における情報伝達・警戒体制の整備、防災訓練などの取組みを支援します。
- ・土砂災害などの危険地区における住民対象の研修会や防災マップの作成、予防的避難等の取組みを支援し、県内への波及を図ります。

(道の駅の防災拠点化)

- ・災害発生時における避難場所や、災害応急対策活動、物資輸送の拠点として道の駅を活用できるよう、地元自治体と防災協定を締結している道の駅「旭志」をモデルとした必要な防災機能の検証や機能強化に向けた詳細調査に平成 28 年度内に着手します。

(熊本型防災・復興教育の推進)

- ・熊本地震について学習を行い、児童・生徒及び教職員の防災意識を高めるとともに、学校における災害時の危機管理体制の強化を図ります。
- ・県立高校において、防災も意識したコミュニティ・スクールの導入を検討するとともに、小中学校への積極的な導入を促します。また、学校や地域が一体となった防災意識の向上や、災害発生時における地域・保護者・関係機関の連携協力体制の構築に取り組みます。

※平成 28 年 8 月 防災教室講習会の開催

8 月～ 危機管理マニュアルの点検・改善

(災害拠点となる学校の機能向上) [一部再掲]

- ・災害時に避難所の機能も果たす学校施設の耐震化や、避難に必要な物資の備蓄などを推進します。

⑤ 熊本地震の検証

(熊本地震災害対応の検証)

- ・熊本地震の経験を本県のみならず我が国における今後の災害対策に活かすため、災害対応に関する検証を行い、防災体制の強化など県の施策に反映するとともに、国全体での共有を図ります。
- ・被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ等のアーカイブ化に着手します。また、熊本地震の記憶・記録を風化させず後世に伝えるための震災ミュージアム等のあり方について、検討を開始します。

※平成 28 年度末 災害対応の検証結果報告書の取りまとめ

(オ) 被災したまちの復興支援、防災拠点の機能強化

① 熊本都市圏東部地域等の復興支援

(「大空港構想 NextStage」の策定)

- ・甚大な被害を受けた阿蘇くまもと空港をはじめとした益城町、西原村及び熊本市東部地区の創造的復興を推進するグランドデザインとして、ターミナルビルの今後の姿を含め周辺地域の可能性を最大化する「大空港構想 NextStage」を年内を目途に策定します。

(熊本都市圏東部地域の道路ネットワークの強靱化)

- ・県道熊本高森線等の幹線道路について、大規模災害発生時の緊急避難路・緊急輸送道路機能を充実させるなど機能強化に向けた検討を進めます。

(被災市町村の復興支援)

- ・益城町をはじめとする被災市町村への県職員等の派遣により、避難所運営、罹災証明書発行、応急仮設住宅受付などの災害対応を支援します。また、復興計画策定を支援するとともに、まちづくりの財源措置について国へ働きかけるなど、熊本地震からの創造的なまちづくりを支援します。

② 広域防災拠点の機能強化

(広域防災拠点機能の充実・強化)

- ・大規模災害時にヘリコプターの集結地となる熊本県防災駐機場（防災エプロン）の隣接地に、平成 29 年度中の完成を目指し、ヘリ拠点施設の機能強化のため総合防災航空センター（仮称）の整備を進めます。
- ・災害時の避難所や物資の集積拠点となる熊本県民総合運動公園陸上競技場（うまかな・よかなスタジアム）、屋内運動広場（パークドーム熊本）及び熊本産業展示場（グランメッセ熊本）の早期復旧に向けて、平成 28 年度内に工事に着手します。

(本県と九州の各拠点を結ぶ幹線道路ネットワークの整備促進)

- ・今回の地震を教訓とし、今後の広域災害に備えるため、「九州を支える広域防災拠点構想」に基づき、救助活動や救援物資輸送等の「命の道」となる、九州中央自動車道や中九州横断道路、熊本天草幹線道路などの横軸や、南九州西回り自動車道及び有明海沿岸道路（Ⅱ期）などの縦軸の幹線道路ネットワーク整備を促進します。

(カ) 文化財・自然景観等の再生による誇りの回復

① 文化財や文化施設の復旧

(熊本城の復旧)

- ・熊本城の復旧に向け、石垣や建物の構成材の保全など緊急を要する取組みを支援します。
- ・国に対して財政支援や人的・技術的支援を働きかけるとともに、国、県、熊本市が連携し、早期復旧を目指します。
- ・県内外を問わず、広く民間団体、企業及び国民等からの寄附を募るなど国民参加による熊本城復旧の仕組みを構築します。

※熊本城の被災状況

石垣 64 箇所が損傷

城内の国指定重要文化財建造物全て（13 件）が倒壊・損傷

(国指定等文化財の復旧)

- ・阿蘇神社をはじめとする国指定及び国登録文化財の被害状況を把握し、国に財政支援を働きかけるほか、一部を除き平成 28 年度内に各被災文化財の復旧計画を策定のうえ復旧工事に着手できるよう、関係市町村と連携し取り組みます。

(県指定、市町村指定及び未指定文化財の復旧)

- ・県指定、市町村指定及び未指定の文化財の被害状況を把握し、国に財政支援を働きかけるほか、各被災文化財の復旧に向けて、平成 28 年度内に復旧工事に着手できるよう、市町村と連携して取り組みます。
- ・民間団体や地域住民が所有する市町村指定及び未指定文化財に対しては、国と連携し、被災建造物の復旧の技術的支援や古文書、美術工芸品などの救出・一時保管等を通じて、できるだけ多くの文化財を復旧し、次代に継承します。
- ・熊本を応援する機運を捉え、県内外を問わず、広く民間団体、企業及び国民等からの寄附を募るなど、文化財を復旧し守り伝える仕組みを構築します。

※文化財の被害状況

国指定文化財 43 件 国登録文化財 55 件 県指定文化財 59 件

(日本遺産の構成文化財の復旧)

- ・平成 27 年 4 月に日本遺産に認定された人吉球磨地域の「相良 700 年が生んだ保守と進取の文化」の構成文化財や、日本遺産認定を目指す菊池川流域などの文化財について被害状況を調査するとともに、関係市町村と連携して、平成 28 年度内に復旧方針を策定し、順次工事着手に取り組みます。

※日本遺産の構成文化財の被害状況

人吉球磨地域の日本遺産構成文化財 5 件

(県立劇場をはじめとする公立文化施設の復旧)

- ・本県の芸術文化の拠点である県立劇場は、点検調査や応急対策工事、本格改修に向けた設計を終えました。今後、完全復旧を目指し、平成 28 年度内に本格的な改修工事に着手します。
- ・被災した県内の公立文化施設の状況を把握し、復旧の財政措置について国に働きかけるほか、復旧に向けた市町村の取組みを支援します。

※県立劇場は、8月25日に再開（再開後、改修工事と並行して催しもの等を開催）

(県民の心の復興のための芸術文化活動)

- ・熊本地震で被災した子供たちや地域住民の心の支えとなるよう、被災地を中心に芸術家を派遣し、音楽や演劇などの鑑賞機会を提供する「アートキャラバンくまもと」を実施します。

② 自然公園の復旧等

(阿蘇山上道路の復旧)

- ・被災した県道阿蘇吉田線や阿蘇公園下野線について、地元や環境省と協議を行い、自然と調和しつつ観光道路としての機能を早期に回復できるよう、平成 28 年度内に調査設計及び復旧工事に着手します。

※東登山道路（県道阿蘇吉田線）については、9月16日に応急復旧が完了し片側交互通行を開始

(自然公園施設等の復旧)

- ・阿蘇山上から菊池溪谷に至るまで被害が甚大な阿蘇くじゅう国立公園など自然公園の復興に向けて、調査、施設の復旧、治山対策など様々な取組みを国や地元と一体となって取り組みます。特に阿蘇山上の給水施設については、平成 29 年度までの復旧完了を目指し、平成 28 年度に設計に着手します。

(阿蘇くじゅう国立公園の創造的復興)

- ・世界水準の「ナショナルパーク」を目指す「国立公園満喫プロジェクト¹²」に選定された阿蘇くじゅう国立公園について、熊本地震の復興の象徴となるよう、国や地元と連携し、自然景観の回復に取り組むとともに、インバウンド需要の拡大に向けた受入環境整備や海外への情報発信に取り組めます。

(自然景観を復元するための支援)

- ・阿蘇の草原における土砂崩れや水源、牧道の崩壊などの被害状況を把握し、国や地元と一体となって自然景観の回復に取り組めます。

¹² 国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、環境省が8カ所の国立公園において、2020年までに訪日外国人を惹きつける取組みを計画的、集中的に実施するもの。

- ・被災によって草原再生の担い手が減少するおそれがあるため、ボランティアの拡充や急傾斜地を作業する専門ボランティアの育成を図るとともに、被災した状況を積極的に見せる生きたジオパーク見学ツアーや、食や草原、世界農業遺産に認定された伝統農業や農耕文化など地域資源を活用した滞在型・体験型のツアーの造成等に取り組みます。

(野焼き再開支援)

- ・復興の象徴的な取組みとして、阿蘇の草原において大規模野焼きを再開します。
- ・被災により野焼きの担い手の減少が懸念されるため、担い手の負担軽減に資する恒久的防火帯の整備等を行うとともに、野焼き再開地の検討に必要な調査を行います。

(被災した阿蘇採石場の防災対策)

- ・被災した阿蘇採石場及びその周辺地域（阿蘇市車帰）の安全性を確保するため、防災対策の調査を行い、必要な工事を実施します。

(地下水の保全)

- ・震災により水田の湛水面積減少のおそれがあるため、地下水涵養量の確保や採取量の削減に県民と一体となって取り組むとともに、被災した地下水位観測施設の復旧を図ります。
- ・熊本大学等と連携した地下水の震災影響、地下水量と質の確保等に関する調査・研究を進めます。

③ スポーツ施設の復旧及びスポーツ振興

(スポーツ施設の復旧)

- ・県民の健康づくりやスポーツの普及振興を図る場である、被災したうまかな・よかなスタジアム、県立総合体育館などのスポーツ施設が使用可能となるよう早期復旧に向けて平成 28 年度内に調査設計や復旧工事に着手します。また、災害時の避難所や物資の集積拠点となるスポーツ施設の耐震化を進めます。〔一部再掲〕

※うまかな・よかなスタジアムは、7月2日から施設の一部利用を再開

※県立総合体育館は、9月24日から施設の一部利用を再開

(スポーツを通じた地域活力の回復や復旧・復興の姿の発信)

- ・県内プロスポーツチームの活動の支援を通じて、県民の一体感を醸成し、県内外に復旧の姿を発信します。また、世界的に活躍するトップアスリート等による被災地への交流活動を支援するなど、被災者をはじめ県民に夢や希望を与えるスポーツの振興を図ります。

(3) 地域産業の再生

〈概要〉

- ・ 本県の基幹産業である農林水産業について、農地、大切畑ダムなどの農業用施設、畜舎等の生産基盤の早期復旧や漁場環境の回復等を進めるとともに、作目転換の支援など農林水産事業者の経営再建に取り組みます。
- ・ 共同利用施設や卸売市場の復旧による流通機能の回復、復興需要を捉えた県産材の利用拡大や県産農林水産物等の販路回復を進めます。
- ・ 被災した企業の復旧・経営再建やサプライチェーン回復に取り組むとともに、企業の事業継続計画（BCP）策定や耐震化を支援し、戦略的な企業誘致に取り組みます。また、本県経済の再生のため産業技術の高度化やアグリ・バイオ等の自然共生型産業を核とした新たな事業創出に取り組みます。
- ・ 被災したホテル、旅館、温泉施設等の復旧、風評被害防止のための情報発信に取り組むとともに、九州が一体となった旅行商品造成等により旅行需要の早期回復に取り組みます。また、官民協働による新たな観光推進の体制を構築し、観光資源の再生や新たな観光ルート開発等を進め、交流人口の拡大を進めます。
- ・ 被災した大学等の研究機能回復や復旧を支援するとともに、復興を担う若者や産業人材の確保・地方定着を進めます。

(キ) 農林水産業の再生

① 農業生産基盤の復旧

(農地及び農業用施設の早期復旧・復興)

- ・ 被災した農地及び農業用施設について、平成 30 年度までに復旧を完了させるため、被害状況の実態調査に基づき、国庫補助事業等も活用し、速やかな応急工事と復旧工事を実施します。
- ・ 水稲や露地野菜など本年度の作付けに間に合うよう、農家等が自ら行う小規模な被災農地・用水路・農道等の応急措置、軽微な補修などを支援します。

※農地の被災箇所 11,172 箇所（6月21日現在）

※農業用施設（ため池、農道、用排水路等）の被災箇所 4,970 箇所（6月21日現在）

※応急工事については4月から実施。復旧工事については平成28年度中には工事着工予定

(未来につながる基盤整備)

- ・ 阿蘇地域等において、大規模な地表面の亀裂やずれによる被害が発生している農地や農業用施設など、特に被害が大規模で高度な技術を要する復旧について、県が主体となって取り組みます。

- ・農地の区画拡大と併せた農地集積や農地の汎用化など、生産性向上による農家の所得向上のための基盤整備に向け、関係者の合意形成を図ります。

※大規模な復旧事業については、平成 31 年度完了予定

※県事業においては、平成 28 年度内に関係者の合意形成、事業計画を策定予定。その後、土地改良法に基づく手続きを経て、順次、事業着手予定。

(災害に強い農業水利施設の整備)

- ・被災した農業用ため池等の農業水利施設について、被害状況を把握のうえ、平成 30 年度内に復旧を完了させるよう、応急仮工事や復旧工事を進めます。
- ・大切畑ダムについては、再度災害防止のため、監視体制を強化するとともに、地質やダム工学の有識者による技術検討専門会議を開催し、復旧工法等を検討します。

※農業水利施設の被災箇所 2,951 箇所（6月21日現在）

※応急工事については4月から実施。復旧工事については平成28年度中には工事着工予定

※大切畑ダムについては、技術検討専門会議において平成28年度中に復旧方針を決定予定

(自然災害への対応力強化)

- ・再度災害防止の観点から、耐震性を有する農業用施設の整備を進めます。
- ・地震をはじめ、台風、降灰などの自然災害発生時のセーフティーネットとなる農業共済加入促進などの取組みを支援します。

(被災農地の受け皿づくり)

- ・被災した水田の水稲から大豆への作目転換に伴う作業等を被災農家から受託する地域営農組織などについて、平成 28 年度内の体制整備を促進します。

② 農業・畜産業の経営再建・営農支援

(営農再建支援)

- ・被災農業者の不安を払しょくするため、被災農業者の営農再建に向けた総合的な相談及び国・県の補助事業や資金等の情報提供、技術相談まで幅広く対応する「営農再建支援相談窓口」を設置し、迅速な復旧・復興を支援します。
- ・被災した農林水産業者への円滑な資金融通や償還猶予などの金融支援が迅速に行われるよう支援します。
- ・液状化現象等による塩水等の流入や土壌の酸性化の状況を調査し、除塩対策や酸度矯正の対策を行うなど農作物の栽培指導を行うとともに、必要な資材の散布を支援します。

※相談窓口の設置（4月）

※液状化現象等による塩水等の流入や土壌の酸性化の状況調査は平成29年秋まで継続実施予定

(農業施設等の復旧支援)

- ・被災した畜舎・農業用ハウス、農業用機械等の再建・修繕等を行う被災農業者を支援し、平成 29 年度内の復旧を促進します。
- ・本県農業の柱である園芸作物等に必要な、灌漑施設の復旧に取り組むとともに、水の確保が困難な地域においては代替水源の確保などを早急に進め、生産力の低下を防ぎます。

(土地利用型農業への支援)

- ・震災による作目転換に必要な種子の購入費用の助成など、必要となる緊急的な支援を行います。
- ・水稻が作付できない地域においては、大豆や飼料作物への作目転換を進め農家所得の確保に取り組みます。

(畜産業における経営再建)

- ・被災畜産農家の再建のため、緊急的に必要となる死亡家畜の輸送・処理や家畜の飼養管理預託等の取組みを支援するとともに、被災畜産農家が経営再開のために行う施設整備や家畜の再導入等を支援します。
- ・被災した地域の生産力の維持・拡大のため、地域一体となった施設整備、農業機械・家畜の導入及び円滑な放牧に向けた取組みを支援します。

※畜産農家の早期復旧支援（施設整備、機械・家畜導入）については平成 29 年度中完了を目処に実施

(農業生産を支える労働力確保対策)

- ・労働力のマッチングを通じて被災農家や農業関連施設等の労働力不足解消を図るため、県内の労働力ニーズと労働力支援に関する産地の意向調査、人材バンクの整備を行うとともに、関係団体と連携して労働力サポートセンター（仮称）の平成 29 年度早期設立に必要な準備等を進めます。

(新規就農者への支援)

- ・経営基盤が安定しない新規就農者が、被災により就農を途中で断念することがないように、国と連携して、営農再建のための支援（青年就農給付金の継続給付等）を実施します。
- ・就農希望者が確実に本県で就農・定着できるよう、就農相談から就農までをトータルで支援する「熊本型農業者育成」の仕組みづくりを進めます。

※平成 28 年度中に新規就農者への支援に関する各種施策の体系化を実施

※併せて、就農準備研修を実施している研修機関の連携を図る組織の設立支援

③ 農林水産物等の市場・流通の回復及び認知度向上

(共同利用施設や卸売市場の復旧・復興)

- ・被災したカントリーエレベーター、選果場、農産物処理加工施設、乳業工場、食肉処理施設などの共同利用施設や卸売市場の応急復旧を行い、サプライチェーンの回復を図るとともに、施設の再編等の整備方針決定に係る関係者間の合意形成や復旧を支援します。

※共同利用施設

県内 147 箇所建物や機械の破損等の被害 (6月21日時点)

平成 29 年度中の復旧を目指して支援を実施

※卸売市場

田崎市場ほか 5 市場でセリ場や管理施設の破損等の被害 (6月21日時点)

平成 28 年度中の復旧を目指して支援を実施

(県産農林水産物等の認知度向上と 6 次産業化の推進)

- ・国内外から寄せられる熊本を応援する声に応えるとともに、震災で損なわれた販路を回復するため、地産地消フェアや産地見学会等を行う地産地消協力店を支援するとともに、トップセールスや「くまもとの赤」の PR など、県産農林水産物等の認知度向上を図ります。
- ・被災した地域の農産物の加工・販売等を行う 6 次産業化施設の復旧を支援します。

④ 治山、林道や林業施設等の復旧

(治山事業による森林の再生)

- ・山地崩壊箇所における崩土除去など応急対策を実施するとともに、対策工事を 4 年間で完了するため、本工事に着手します。また、高度な技術力が必要な 17 箇所については、本県が要望した国直轄代行による事業実施が実現したことから、早期復旧に向けて国と連携して着実に取り組みます。

※山地崩壊箇所：398 箇所 (6月21日現在)

※治山施設の被災箇所：31 か所 (6月21日現在)

※治山事業については平成 31 年度までに復旧予定

(林道関係災害復旧支援)

- ・被災した林道については、国と連携し、関係市町村への職員派遣による現地調査等の支援を行い、年度内に工事着手できるよう支援します。

※林道被災箇所：37 路線、80 箇所 (6月21日現在)

(特用林産施設の復旧支援)

- ・被災した椎茸生産施設などの特用林産施設について、平成 29 年度内の復旧完了を目指し今年度中に工事に着手できるよう支援します。

(木材加工施設の復旧支援)

- ・被災した木材加工施設について、平成 28 年度内に復旧完了又は工事に着手できるよう支援します。

※被災した木材加工施設 22 箇所（6 月 21 日時点）

(県産材の利用促進)

- ・木造建築物の耐震性に係る信頼性向上のため、木造建築物に関する強度などの正しい情報を発信します。また、県産材を使用した仮設住宅の整備や、CLT（直交集成板）など耐震性の高い新たな工法・技術の活用・開発の強化を通じて県産材の利用拡大を図るとともに、市町村への情報提供及び県民への情報発信を行います。

※木造による応急仮設住宅建設数 677 戸（9 月 14 日現在）

軽量鉄骨造による仮設住宅建設数 3,589 戸（玄関まわりや床などに県産材を取り入れて木質化を推進）（9 月 14 日現在）

⑤ 水産資源の回復及び水産施設の復旧

(水産資源の回復支援)

- ・山腹崩壊等により干潟漁場へ流入・堆積した土砂や流木等を除去し、漁場の環境改善を図るため、干潟域における滞筋の整備や耕うん等の緊急対策工事を平成 28 年度内に完了するとともに、漂流する流木等の回収処理を行います。
- ・水産基盤の漁港、海岸施設の復旧に向けて、年度内に工事に着手します。
- ・土砂の堆積など漁場の環境悪化により減少が懸念される水産資源の回復・維持のため市町・漁業者等が行う種苗放流や、漁業者による資源管理計画の取組みを支援します。

※白川河口域の干潟漁場に土砂が堆積し、アサリのへい死が発生

※白川河口域の土砂除去のための滞筋の整備等の緊急対策工事を 5 月に着手

※水産基盤の漁港、海岸施設の復旧工事は、平成 29 年内に工事完了

(共同利用施設の復旧)

- ・被災した水産物の荷さばき施設等の共同利用施設の再建・修繕及び損壊した施設の撤去に取り組む漁協等を支援します。熊本県漁業協同組合連合会の荷さばき所については、平成 29 年度漁期までに復旧が完了するよう支援します。

(養殖業の経営体質の強化)

- ・被災したノリ加工場について、11 月のノリ製造に間に合うよう早期復旧に取り組むとともに、協業化や 6 次産業化の取組みを支援し、経営基盤の強化を促進します。また、養殖業の活性化・多角化を図るため、新たな本県ブランドとして期待されるクマモト・オイスターの養殖技術やクロマグロの安定生産のための種苗生産技術の確立に取り組めます。

(ク) 地域企業の再生

① 中小・小規模企業の経営再建

(施設復旧等の支援)

- ・地域の経済・雇用の早期回復を図るため、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（いわゆるグループ補助金）等を活用し、中小企業等の施設・設備や、中小企業組合・商店街の共同施設の復旧等を支援します。

(金融支援)

- ・被災した中小・小規模企業の経営安定化や経営再建のため、県の制度融資の融資枠追加や、信用保証料の全額補助など金融面での支援を行います。

(中小企業ワンストップ特別相談会の実施等)

- ・中小企業ワンストップ特別相談会の開催等により、被災した中小・小規模企業の経営、資金繰り等の相談にきめ細かに対応します。

(経営革新・事業承継等の支援)

- ・地震により経営環境が大きく変化した中小・小規模企業の再生・発展や雇用の維持・確保を図るため、商工団体等と連携し、セミナーの開催や専門家派遣等により、経営革新・事業承継等を支援します。また、売上回復に向け、展示会・商談会への出展や、ICTを活用した販売促進等による販路拡大を支援します。

(商工団体のサポート力強化)

- ・専任の中小企業診断士による商工団体への巡回訪問や窓口相談等を実施し、経営指導員とともに震災による課題等を解決するとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得を促進します。

(県経済をけん引する中小企業の育成支援)

- ・被災しながらも新たなチャレンジを行う意欲ある企業に対して、技術開発や新商品の事業展開等を支援することで、震災から復興する県経済のけん引役となるリーディング企業創出に向けた取組みを支援します。
- ・プロフェッショナル人材戦略拠点を活用して、復興に必要な県内外の優秀な人材の獲得を支援するなど、経営の視点から人材強化を図り、早急な経営再建及び中小企業が自ら実施する成長戦略を支援します。

(県産品の販路確保・開拓支援)

- ・震災で損なわれた販路や市場を回復し、熊本を応援する機運を捉えた更なる販路拡大を図るため、民間団体等と連携して、大都市圏における復興応援フェアや物産展の開催等をはじめ、県産品の継続的な販路確保・開拓に取り組みます。

※首都圏、関西圏、福岡都市圏等において、物産展・商談会等を開催。

(産業政策と一体となった雇用創造)

- ・熊本地震により県内企業の採用意欲の低下が懸念される中、半導体・食料品関連の企業が行う新商品開発、海外展開及び研修の支援や、求職者に対するマッチング支援等に取り組み、県内企業の安定かつ良質な雇用創出を図ります。

(BCP 策定の推進)

- ・県内中小企業が災害時にも速やかに事業再開等を図ることができるよう、県と民間保険会社、商工団体で締結している事業継続計画（BCP）策定支援協定を活用し、セミナー等を開催するなど、県内中小企業等の BCP 策定を支援します。

(県内企業への発注の推進)

- ・被災した県内企業の再生や被災した住民の雇用機会の確保による県経済の回復のため、「熊本県中小企業振興基本条例」を踏まえ、震災復旧を含めた官公需について、県内企業に優先発注を行うとともに、市町村等に対し広く周知と要請を行います。

② 産業技術の高度化

(IoT¹³を活用したビジネス創出等)

- ・IoT（インターネット・オブ・シングス）技術を活用し、震災で被害を受けた地域企業などの生産性・収益向上及び新たなビジネス創出を図るため、コーディネーター配置や人材育成等を実施するとともに、企業間連携の取組みを支援します。

(震災離職者等の雇用支援) [再掲]

- ・公共職業訓練の枠組みでは実施できない4分野（IT、BPO・コールセンター、介護、建設）において、関係機関と一体となって人材育成カリキュラムの開発及び養成を行い、震災離職者等の雇用を支援します。

③ サプライチェーンの回復及び企業誘致

(サプライチェーンの回復)

- ・震災前の雇用と生産規模、県内企業との取引を維持する企業に対する支援の実施を国に働きかけるとともに、震災で他地域に移った代替生産の県内回帰を促し、本来のサプライチェーンの回復を図ります。

¹³ ICT 機器だけでなく世の中の様々な製品（モノ）に情報通信機能を持たせ、インターネットや相互通信による自動認識、自動制御、遠隔計測などを行うもの。

(道路等の社会インフラ基盤の強化)

- ・災害時の物流の維持・確保による経済への影響を最小化するため、九州縦貫自動車道の早期啓開を国等に働きかけ、代替道路の確保と早期の啓開が実現しました。
- ・熊本地震で多くの道路が被災し物流が停滞したことを踏まえ、また、企業の広域的かつ効率的な経済活動を支えるため、中九州横断道路をはじめとする幹線道路の整備を促進するとともに、それらを補完する国道 325 号や国道 443 号などの道路等の社会インフラ基盤の整備・機能強化を行います。

(企業誘致の推進)

- ・熊本地震によるマイナスイメージを払しょくするため、東京、名古屋におけるトップセールスを年内に実施し、震災からの速やかな復興をアピールします。また、新たな雇用の場の創出により本県経済の力強い復興につながるよう、これまでの企業立地支援策を充実したうえで本県の優れた立地環境を積極的に PR し誘致活動を進めます。

(ケ) 自然共生型産業を核としたオープンイノベーション機能の確立

① 新たな事業の創出と起業の促進

(ベンチャー創出支援プログラムの実施)

- ・復興に向けて新たな活力を創造し本県経済の力強い発展につなげるため、潜在的成長分野であるアグリ・バイオ等の自然共生型産業などの創出に向けた産学官連携による創業支援プログラムを実施します。

(起業・創業を目指す若者の支援)

- ・若者やベンチャー企業の起業・創業を促進することで新しい活力を創出し、本県経済の再生につなげるため、県内高等教育機関と連携した起業相談やビジネスコンテストの開催、関係団体と連携した投資家と起業家を結びつけるベンチャーマーケットの開催、株式による投資、インキュベーション施設の提供などを行います。

(ふるさと投資を活用した復興支援)

- ・震災で被災した企業の復旧・復興のための資金調達や更なる事業発展を後押しするため、平成 28 年度にファンド組成の取組みを促進し、クラウドファンディングを活用した「ふるさと投資」の利用拡大による被災企業の復興を進めます。

(コ) 観光産業の再生

① 観光産業の再建と風評被害対策

(ホテル・旅館等復旧補助)

- ・地域の経済・雇用の早期回復を図るため、建物や温泉の湯量減少等の被害を受けたホテル・旅館、温泉施設、商業施設等に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（いわゆるグループ補助金）等の活用により、復旧等を支援します。

※被災したと思われるホテル・旅館等

ホテル・旅館等 529 施設（5月27日現在）

(正確な情報発信)

- ・県内全域のホテル・旅館等において、発災後約1カ月で33万人を超える宿泊キャンセルなどの間接的被害が発生していることから、各種媒体を活用したPR及び正確な情報発信を行います。また、インバウンドを意識し、外国からのアクセスが見込まれるHP等に熊本の復興状況等を統一的にPRし、観光面の風評被害防止の取組みを進めます。

(割引付旅行プラン等の販売)

- ・九州各県と連携した周遊観光を促進するプロモーションや、国内外からの旅行者を対象にした割引付きの旅行商品造成（ネット系旅行予約サイト、旅行会社の店頭販売、熊本県専用販売サイト）等を行い、地震により失われた旅行需要の早期回復を目指します。

(新たな観光推進体制の構築)

- ・県内各地域における官民共同の交流人口拡大等の取組みを積極的に支援するとともに、被害を受けた観光産業を再生・発展させるよう、民間と共同で熊本の観光戦略の企画・ブランディング・プロモーションなどを行う「くまもと版DMO」の体制構築を支援します。

(外国人観光客おもてなし向上プロジェクトの実施)

- ・地震により減少した外国人観光客の誘客促進及び満足度の向上のため、おもてなし力や語学力向上のためのセミナー開催に取り組みます。また、無料公衆無線LANやカード決済環境等の整備を進めるとともに、災害発生時の避難誘導ツールの整備を行うなど観光客の安全を確保する取組みを進めます。

② 観光資源の再生と魅力向上

(観光資源の再生の取組み)

- ・熊本の誇る歴史・文化や自然景観等の観光資源を再生し早期の観光需要を回復するため、熊本城等の文化財や、阿蘇の草原などの復旧等に取り組みます。

(熊本観光復興会議の設置)

- ・行政や民間有識者等による観光復興会議を設置して、熊本の宝の発掘、磨き上げにより新たな熊本観光の流れを創出するとともに、本県観光の更なる飛躍を目指します。

(新たな観光ルート開発)

- ・観光客数や観光消費額の維持のため、国道 57 号等の主要道路に代わる阿蘇へのアクセスルートである、通称ミルクロードやグリーンロードを活用した新たな阿蘇地域の周遊ルートや、県内各地域を広域的に周遊する観光ルートの開発や PR 等に取り組みます。

(熊本型教育旅行の再構築)

- ・被災箇所の見学や熊本地震のメカニズムの学習など熊本地震から防災や減災を学ぶことができる新たな教育学習プログラムを再構築し、新たな熊本型教育旅行を推進します。

(県内各地域における風評被害対策や復興の取組み支援)

- ・風評被害等による県内各地の交流人口減少に歯止めをかけるため、各地域の自然、農林水産物、食、歴史、文化、温泉、良好な景観等の地域資源を活かした誘客促進や観光ルート開発及び情報発信等に取り組みます。
- ・各地域の実情に応じた観光戦略の策定や、ターゲットに応じた商品開発、ICT を活用した戦略的なマーケティング・情報発信などの効果的な手法による交流人口拡大の取組みを支援します。
- ・天草五橋開通 50 周年記念イベントなど、県内各地で行われる祭り・行事等の機会を捉え、被災地の物品販売や PR 等の風評被害対策の取組みを支援します。

(観光の周遊性を高めるための道路整備等)

- ・九州内外からの観光客を誘客できるよう、九州の高速道路における料金割引を国に働きかけ、平成 28 年 7 月から実施されました。また、観光産業の活性化のため、阿蘇地域をはじめ被災した道路の早急な復旧に取り組みます。

(サ) 高等教育機関と連携した復興と人材確保

① 大学の教育環境の再生と復興

(大学等の復旧に向けた取組み)

- ・被災した大学等の災害復旧について国に働きかけるなど、大学等の研究機能回復や施設復旧の取組みを支援します。
- ・大学等の災害復旧がなされるまでの間、教育研究活動に必要な県有施設・設備等の提供を行うなど、大学の復旧・再開の取組みを支援します。

(大学等と連携した復旧・復興に向けた取組み)

- ・熊本大学が中心となる復興支援プロジェクトなど、大学や関係機関と連携して、大学等が持つシーズを活用し、文化財の復旧やボランティア活動の支援等の復旧・復興につながる取組みを進めます。

(産業の振興や地元定着の促進に向けた大学等との連携)

- ・震災による産業被害に伴う若者の県外流出を抑えるため、産学官が連携し、学生にとって魅力ある雇用を創出するとともに、地域に必要な人材を育成するための教育プログラムの改革を支援します。

② 復興人材の確保

(本県に縁のある人材のネットワーク化)

- ・本県に縁のある人材のネットワーク化を進めるとともに、これを活用して熊本地震からの復興を担う産業人材を確保します。

(熊本県 UIJ ターン就職支援センターの設置)

- ・震災からの復興に向けた企業の人材確保の必要性や熊本への関心の高まりを踏まえ、UIJ ターン希望者の熊本への受入れを促進します。

(復興を担う建設産業の人材確保・育成)

- ・復旧・復興工事の増加による人手不足が懸念されるため、建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有を行うとともに、復旧・復興を担う県内建設産業の重要性や技術力の高さを発信し、県内建設産業への就業を働きかけます。
- ・震災復旧・復興に必要な建設関連の技能士の早急な育成確保のため、技能向上につながる資格取得や技能競技大会出場について支援するとともに、主に若者を対象に、大工や左官等、復旧に係る技能の重要性や魅力を発信します。

(伝統建築物の修復機会を活かした人材育成)

- ・被災した熊本城や神社、仏閣などの修復過程を生きた教材として高等学校教育に取り入れ、伝統建築物の修復に携わる人材を育成・確保します。

(インターンシップ等の実施)

- ・熊本地震により若者の県外流出が懸念されるとともに復興を担う人材の確保が急務であるため、「ブライト企業¹⁴」の認定等を通じて県内企業の魅力を発信するとともに、インターンシップや企業見学など、県内企業と県内外の学生が相互理解を深める機会を提供し、若者の地方定着を図ります。
- ・専門高校への熟練技能者等の派遣や、県内産業界との連携による県内高校生のインターンシップなどにより、高校生の職業教育等の充実を図ります。
- ・特に、県内就職率が低く、かつ、熊本地震で流出が懸念される工業高校生の県内就職を促進するため、工業関係の全 10 高校にしごとコーディネーターを配置し、県内企業情報等を提供し、生徒や保護者等に対して県内企業就職を働きかけます。

¹⁴ 熊本県の造語で、ブラック企業と対極の企業をイメージするもの。働く人が元気でいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業として県が認定した企業のこと。

(4) 交流機能の回復

《概要》

- ・阿蘇くまもと空港等の創造的復興を推進するグランドデザインとして、「大空港構想 NextStage」を策定します。
- ・熊本港・八代港における耐震強化岸壁整備に必要な調査など港湾機能強化を進めるとともに、大型クルーズ船“年間 70 隻以上の寄港実現”に必要な受入環境整備、ポートセールスの推進などによる港の利用促進を図ります。
- ・熊本への応援の機運を捉え、海外と連携した復興プロジェクトを推進するなど、海外との交流に努め復興の足掛かりとします。また、被災地の再生の状況や震災直後からの支援に対する感謝の気持ちを発信します。
- ・震災を乗り越え国際的に活躍する復興を担う人材を育成するため、中学・高校・大学生等の海外留学・進学等を総合的に支援します。また、震災による外国人留學生の熊本離れを防止するため、外国人留學生の受入環境整備を進めます。

(シ) 空港・港の機能回復

① 阿蘇くまもと空港の復旧

(「大空港構想 NextStage」の策定) [再掲]

- ・甚大な被害を受けた阿蘇くまもと空港をはじめとした益城町、西原村及び熊本市東部地区の創造的復興を推進するグランドデザインとして、ターミナルビルの今後の姿を含め周辺地域の可能性を最大化する「大空港構想 NextStage」を年内を目途に策定します。

(運休した航空路線の早期再開・利用促進)

- ・国内線ターミナルビルの損壊等により、一時全便が欠航となっていた国内路線は、ターミナルビルの応急復旧などにより 4 月 19 日から順次運航を再開し、6 月 2 日から全便が再開されました。
- ・熊本地震の影響で運休している熊本ーソウル線及び熊本ー香港線の早期再開に取り組みとともに、6 月 3 日から運航を再開した熊本ー高雄線の利用促進を図り、路線の安定化を目指します。

(空港地下道の耐震化等の実施)

- ・阿蘇くまもと空港滑走路下を通る県道熊本益城大津線の空港地下道の耐震化に必要な調査を実施します。
- ・空港へのアクセス向上のため、国道 443 号の 4 車線化に平成 28 年度に着手するとともに、県道堂園小森線などの道路整備を推進します。

② 熊本港・八代港の機能強化と利用促進

(ポートセールスの推進と港の復旧)

- ・地震による県内港の利用に関する荷主企業の不安の軽減・払拭を図るため、国内外におけるセミナーなどの広報活動を平成 28 年度内に実施します。また、地震により地盤沈下、液状化等が生じた熊本港臨海用地の復旧工事を実施し、港利用の原状復旧を図ります。

(耐震強化岸壁の整備)

- ・熊本港・八代港において、災害時の支援活動の拠点となる耐震強化岸壁の整備に必要な土質調査等を行います。

(クルーズ船の寄港促進)

- ・地震に伴う熊本離れにより減少したインバウンド需要を着実に回復させるため、八代港への大型クルーズ船“年間 70 隻以上の寄港実現”のための受入環境の充実やコンテナヤードの移設拡充による物流機能の向上を図ります。
- ・八代港から県内の観光地に向かう旅客船への円滑な乗継ぎに資するため、必要な港湾の受入環境を整備するなど、陸路・海路による複数の観光ルート開発を促進しクルーズ船の波及効果を高めます。

(ス) 国際的なヒト・モノの流れの再生

① 復興プロジェクトの展開

(「KUMAMOTO 復興プロジェクト」)

- ・熊本地震に対する海外からの応援の機運を捉え、中国、香港、台湾、シンガポール、タイなどにおいて現地と連携した復興イベントを実施し、熊本の現状、観光、物産等の情報を積極的に発信することで、交流人口の増大や販路拡大を図ります。
- ・平成 28 年度中に、台湾・高雄市と締結している MOU¹⁵について、更なる交流促進のための見直しを行います。また、新たにインドネシア・バリ州と MOU を締結するなど、新たな市場開拓を図ります。
- ・熊本地震によって世界的な注目を受けている現状を捉え、フランスでのジャパンエキスポをはじめとするヨーロッパプロモーションで復旧・復興に取り組む熊本の姿を発信し、高まった認知度を維持するとともに、観光客の増加など人や物の交流を促進します。

¹⁵ Memorandum of Understanding (了解覚書) の略。行政機関同士が経済交流や文化交流について、お互いに協力することを約束するもの。

(国際スポーツを通じた復旧・復興に取り組む熊本の姿の発信等)

- ・2019 女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップ 2019 の開催準備、また、東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致のプロモーション等の機会を活用して、被災地の再生の状況や震災直後からの支援に対する感謝の気持ちを国内外へ発信します。
- ・国際スポーツ大会等の効果を大会終了後も継続させるため、県内の行政、企業、団体及び住民が行う熊本地震からの復興にもつながる取組みをまとめたレガシープログラムを策定するとともに、県民に勇気と感動を与える県内優秀競技者の育成等を推進します。

② 国際人材の育成・活躍支援

(グローバル人材の育成)

- ・震災を乗り越え国際的に活躍する人材を中長期的な観点から育成するため、英語教育の充実、熊本・モンタナ奨学制度や高校生の留学支援制度、官民出資の世界チャレンジ支援基金の活用、海外チャレンジ塾等により中学・高校・大学生等の海外留学・進学等を総合的に支援します。

(外国人留学生の受入環境整備)

- ・震災による外国人留学生の熊本離れを防止するため、留学生への相談支援や就職支援、効果的な情報発信など、留学生から選ばれる環境整備を進めます。また、外国人農業実習生等に県内で学ぶ機会を設けるなど、更なる活躍の場の提供を検討します。

(外国人留学生の県内就職促進)

- ・震災の影響で県外・国外就職を意識する外国人留学生の県内定着を図るため、九州各県及び外国人留学生の就職に携わる関係機関と連携して、留学生と企業の人材マッチング専用サイトの製作・運用などにより、県内の海外展開企業やインバウンド関連企業等への留学生の就職を促進します。

2 新たな熊本の創造に向けた取組み (概ね4年間の取組み、その後の取組み)

(取組みの基本的方向性)

(1)

安心で希望に満ちた暮らしの創造 ～安心・希望を叶える～

〈概ね4年後の姿〉

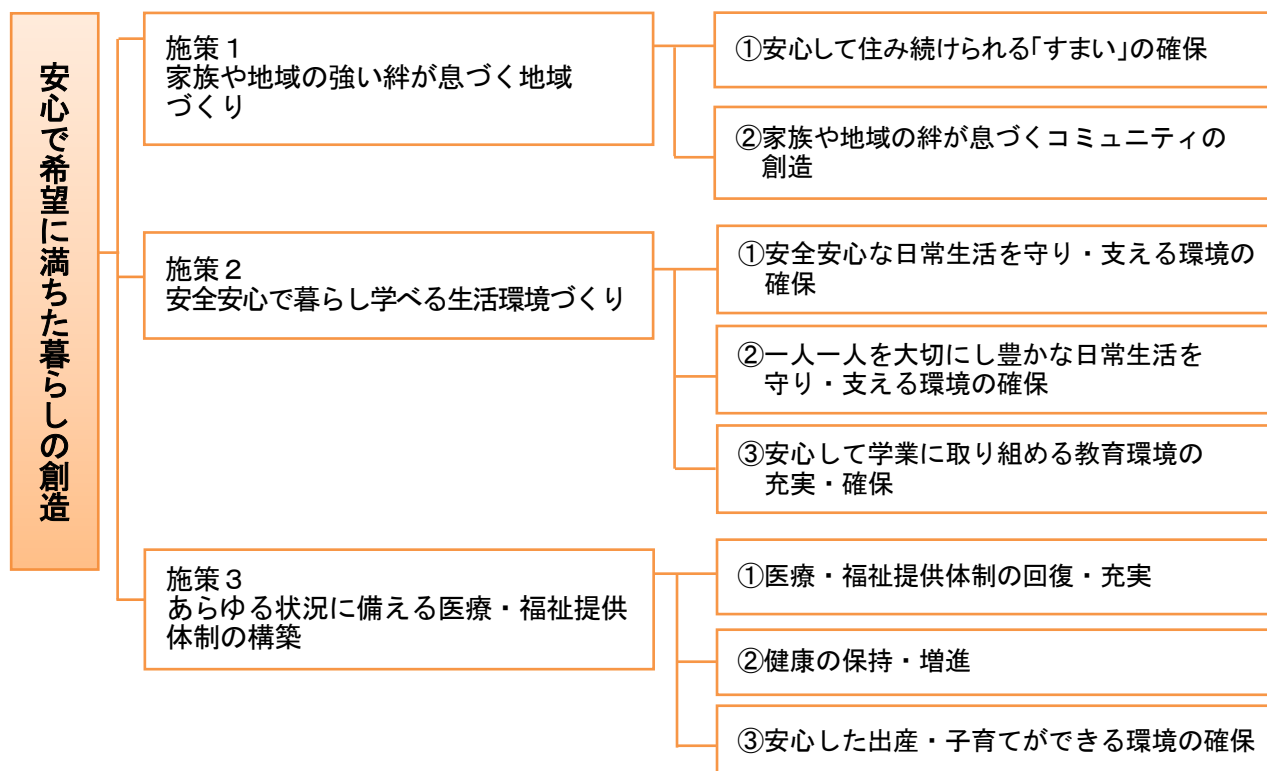
避難所、仮設住宅での生活は解消し、自宅再建や災害公営住宅への入居など、希望する「すまい」での生活が実現し、災害がれきの処理、地域医療を担う医療施設等の復旧も完了しています。また、長期避難を余儀なくされる方は、それぞれの意向に沿った新たな暮らしに向けてスタートしています。

〈基本的方向〉

- ・避難所の運営を支援するとともに、応急仮設住宅など被災者の当面の「すまい」を確保のうえ、「すまい」の自主再建の促進や災害公営住宅の建設支援など、県民が安心して住み続けられる住環境を確保します。また、南阿蘇村立野地区における地域住民に寄り添った復興支援、地域の絆の再生・強化等に取り組みます。
- ・災害廃棄物処理体制の更なる強化を図るとともに、被災者の働く場の確保、まちづくりと一体となった商店街の取組み支援、地域や関係団体が一体となった防犯、交通安全対策など、安定した経済基盤のもとで安心して住み続けられる生活環境を確保します。
- ・被災した学校施設の早期復旧を図るとともに、災害時に必要となる施設・設備や運営能力を備えた学校施設・教育体制を確保します。また、災害時の通学手段確保、確かな学力を育む体制整備、児童生徒の心のケア対応など、安心して教育を受けることができる環境を確保します。
- ・医療施設や社会福祉施設等の復旧・機能回復を支援するとともに、人材確保支援、耐震化等の促進、ICTを活用したネットワークの充実、地域包括ケア¹⁶の充実など、災害に強く、質の高い地域医療・福祉提供体制を構築します。
- ・仮設住宅等における被災者の健康の保持・増進を図るとともに、周産期医療提供体制や保育所など子育て関係施設の回復、小児医療提供体制の充実など、安心して出産・子育てができる環境を確保します。

¹⁶ 高齢者等が住み慣れた地域でできる限り継続して生活ができるよう、医療、介護、予防、住まいのみならず、ボランティア等の住民活動を含めた様々な生活支援サービスを一体的に切れ目なく提供し、地域全体で高齢者等を支えていくこと。

《施策体系》



① 安心して住み続けられる「すまい」の確保

概ね4年間の取組み

- ・避難所の運営支援等を行うとともに、被災者に対し公務員住宅や公営住宅、みなし仮設住宅や「みんなの家」のある応急仮設住宅などを提供し、当面の「すまい」の確保に取り組みます。
- ・住宅等の応急修理や、市町村と連携した住宅耐震診断・耐震化を促進するとともに、自立再建住宅の情報を提供するなど「すまい」の再建を支援します。また、被災者の孤立等を防ぎ、新しいコミュニティの形成や高齢者等に配慮した災害公営住宅の建設支援など、県民が安心して住み続けられる住環境づくりを推進します。
- ・宅地崩落や液状化、亀裂・陥没、擁壁崩壊等の宅地被害が生じた地域において、住民の暮らし再建に向けた宅地復旧などの取組みを支援します。
- ・震災による崩落個所において、土砂災害から住民の生命・財産を保護するため、土砂災害防止施設の整備等を推進します。また、土砂災害特別警戒区域等居住者の土砂災害警戒区域外への移転を支援します。
- ・物資の調達供給、避難所運営、車中・テント避難者への対応、避難行動要支援者避難支援計画の活用、仮設住宅の提供、ボランティア団体との連携などについて、震災対応における課題を整理・検証し、体制などの充実・強化を図ります。

② 家族や地域の絆が息づくコミュニティの創造

概ね4年間の取組み

- ・国道の寸断、阿蘇大橋の崩落や断水の継続など、ライフラインの損傷が大きい南阿蘇村立野地区において、住民に寄り添いながら、復旧・復興に向けた住民意向の把握、立野地区住民によるまちづくりの支援などを行います。
- ・応急仮設住宅の整備においては集会所等を「みんなの家」として併設するとともに、高齢者、障がい者や子育て世帯など個々の状況に応じた見守りや、健康・生活支援、地域交流の促進等を総合的に行う各市町村の「地域支え合いセンター」の設置・運営を支援し、被災者が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- ・民間企業の協力を得ながら、応急仮設住宅における利便施設の設置やICTを活用した健康づくりの推進、「熊本県復興リハビリテーションセンター」の取組みを通じた介護予防の充実・強化など、被災者の多様なニーズに応えます。
- ・地震の影響による人口流出が懸念される中、過疎集落などが抱える地域の様々な課題解決に向け、買い物弱者の支援や、交通ネットワークの整備、三世帯同居の支援など、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、市町村が行う集落生活圏形成

の取組みを支援します。

- ・震災等により低下した地域の活力を取り戻すため、地域の住民やコミュニティ活動団体など多様な主体が協働・連携して行う、美しい景観、文化、コミュニティ等の再生・創造を目指した地域づくり等の支援、地域活動の核となる人材や NPO 等の育成を行います。
- ・地域の再生に向けて、多くの学生が村に居住するなど地域の経済やコミュニティの活性化に大きく寄与してきた東海大学農学部阿蘇キャンパスの再開を支援します。

その後の取組み

- ・南阿蘇村立野地区の復興について、地域住民の意向に寄り添って決定した復興支援策を実現します。

① 安全安心な日常生活を守り・支える環境の確保

概ね4年間の取組み

- ・児童生徒の安全確保のための通学路の復旧や整備を推進します。また、交通の流れの変化に応じた交通安全施設の整備、円滑な交通等を確保するための交通管制の高度化、交通安全教育の推進等を通じて、子供や高齢者をはじめとした誰もが安全安心な交通環境を整備します。
- ・警察官等によるパトロール強化、地域コミュニティと連携・協働した自主防犯機能の活性化等により、被災地の犯罪抑止やトラブルの未然防止対策を推進します。
- ・防犯インフラの整備、震災に便乗した詐欺・悪質商法事案や復旧・復興事業に絡む犯罪等の取締り、安全情報の積極的な発信等を推進します。また、震災の影響によりDVが増加することがないように、啓発や相談対応等を充実します。
- ・民間団体や市町村等と連携し、被災地をはじめ各地域で子供たちの居場所づくり等の支援を行います。
- ・地震により発生した災害廃棄物について、市町村が行う損壊家屋の公費解体やアスベスト対策等を支援するとともに、市町村と連携し発災後2年以内の処理完了を目標に、再生利用と減量化など資源循環に努めながら適正かつ計画的な処理を進めます。また、不法投棄の未然防止を図ります。
- ・災害時の廃棄物処理体制について、市町村や関係機関、事業者団体と連携し廃棄物処理実績を検証のうえ、見直し強化を図ります。

② 一人一人を大切に豊かな日常生活を守り・支える環境の確保

概ね4年間の取組み

- ・被災者生活再建支援金等の利用を促進し、被災者の速やかな生活再建を図るとともに、震災等による生活困窮者には、専門窓口での対応や関係機関と連携した自立・生活再建支援を行います。また、ニーズに応じて、災害援護資金や母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。
- ・震災離職者等に対し、「ジョブカフェ（・ブランチ）」において、就労支援や求人開拓等を実施するとともに、ハローワークと協働し、カウンセリング、職業紹介、就職後のフォローアップを実施するなど、ワンストップで支援します。また、IT、BPO・コールセンター、介護、建設の4分野をはじめとした人材育成を図るほか、在職出向支援や新規雇用に対する助成制度の利用促進等に取り組みます。
- ・買い物や地域コミュニティ形成の場となる商店街について、復旧やまちづくりと一体となった取組み等を支援し、地域の“にぎわい”を取り戻します。
- ・震災の影響による深刻化が懸念される多重債務や二重ローン等をはじめとする様々

な消費生活問題について、市町村や法律専門家等と連携して取り組みます。また、学生、高齢者、障がい者など、消費者教育・啓発を幅広く推進し、自らの利益の擁護・増進のために合理的に行動できる消費者を育成します。

③ 安心して学業に取り組める教育環境の充実・確保

概ね4年間の取組み

- ・校舎や体育館をはじめとする学校施設の早期復旧を目指します。また、非構造部材¹⁷も含めた施設・設備の耐震化、緊急地震速報受信システムの設置、学校給食における衛生管理の徹底・充実などを推進し、安全安心な教育環境を確保します。
- ・学校が防災拠点・避難所となる場合の機能を確保するため、避難物資の備蓄などに取り組みます。また、地域と連携した避難所の運営訓練など学校施設における災害対応の機能向上に向けた取組みを推進します。
- ・児童生徒の心のケア、学力の保障、地域との連携など、災害に伴う新たな業務に必要な教職員や、学校施設等の復旧・復興業務に必要な技術職員などを他都道府県からの派遣等により確保し、教育環境の充実・確保を図ります。
- ・震災の影響等により学力定着に課題が生じた児童生徒には、習熟度に応じた「ティーム・ティーチング」等によるきめ細かな指導を行います。また、被害により必要な授業時間に影響が生じた県立高校において、短時間で高い学習指導効果が期待できるICTを活用した授業を推進します。
- ・被災した小中学校への学習ボランティア派遣や、震災による生活困窮など様々な事情により学習環境が整わない子供たちへの学びの場の提供を行うとともに、基礎学力の定着状況を把握し指導方法の工夫改善につなげるなど、災害があっても確かな学力を育める教育環境を整備します。
- ・地震により通学困難となった児童生徒等には、スクールバスなど代替交通手段の確保や寮の活用等を図ります。また、経済的な理由で就学（修学）・進学が困難な児童生徒等には、学校の授業料等の減免や奨学金制度の創設等による支援を行います。
- ・震災等により心のケアが必要な児童生徒や保護者等を支援するため、学校へのスクールカウンセラー等の配置・派遣の充実、「親の学び」をはじめとした家庭教育の推進等を図ります。また、児童生徒や家族からの、いじめ、不登校、発達障がい等の相談には、スクールカウンセラー、スクールサポーター等や関係機関と連携し適切に対応します。
- ・災害時にも地域社会全体で子育てを支え合う環境の整備を図るため、コミュニティ・スクールの導入促進や、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置、子供たちの安全安心な居場所となる放課後子供教室等の取組みを推進し、地域と学校の連携・協働体制を強化します。

¹⁷柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材、外壁（外装材）、窓ガラス、照明器具など、構造体と区分された部材をいう。

- ・安心して県立特別支援学校に通えるよう、震災の影響等も踏まえた必要な医療的ケア等を提供できる体制を整備するとともに、障がいのある幼児・児童生徒がそれぞれの発達段階に応じて安心して教育が受けられるよう、特別支援教育の支援体制強化を図ります。

施策3 あらゆる状況に備える医療・福祉提供体制の構築

① 医療・福祉提供体制の回復・充実

概ね4年間の取組み

- ・医療施設の復旧を進めるとともに、耐震化などの防災対策を促進します。また、医師、看護職員などの医療従事者の確保・育成に取り組み、地域における医療提供体制の回復・充実を図ります。
- ・特に、道路や鉄道も被災している阿蘇地域においては、救急患者の受入れや通院にも支障が生じているため、阿蘇と隣接する圏域や隣県と連携した救急搬送体制の確立をはじめとした医療提供体制の確保を図ります。
- ・災害時に活動する DMAT、DPAT、DCAT 等の体制について、活動等の検証や各地域での研修・訓練の実施などを進め、充実・強化を図ります。
- ・医療施設などの災害時における事業継続計画（BCP）の策定やドクターヘリ等を活用した災害医療体制を整備します。
- ・「くまもとメディカルネットワーク」の構築を推進し、在宅医療と介護の連携を進めるとともに、災害発生時の医療救護活動に必要な診療・調剤・介護等の患者情報を ICT の活用により共有し、被災時でも適切な医療・介護サービスの提供を可能とします。
- ・社会福祉施設等の復旧を進めるとともに、耐震化などの防災対策を促進します。また、福祉従事者の確保・育成に取り組み、福祉提供体制の回復・充実を図ります。
- ・高齢者、障がい者や子育て世帯など個々の状況に応じた見守りや、健康・生活支援、地域交流の促進等を総合的に行う各市町村の「地域支え合いセンター」の設置・運営を支援し、被災者が安心して生活できる環境づくりを推進します。（再掲）
- ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援等を一体的に提供する地域包括ケアに健康づくりや就労・活躍促進を併せ取り組む「くまもと暮らし安心システム」の構築を推進します。

② 健康の保持・増進

概ね4年間の取組み

- ・避難所や仮設住宅等において、保健師等の専門職員による健康相談や保健・栄養指導を実施するなど、健康保持・増進、感染症や食中毒の未然防止等に取り組むとともに、リハビリテーション専門職の派遣などを通じた介護予防の充実・強化に取り組めます。
- ・仮設住宅における被災者の健康保持・増進とコミュニティの活性化のため、ICT を活用した健康づくりのパイロット事業に取り組めます。
- ・「熊本こころのケアセンター」を設置し、被災者の PTSD（心的外傷後ストレス障

害)をはじめとする心の問題に対応するなど、被災市町村や関係機関と連携し、精神的問題を抱える被災者等に寄り添った専門的ケアを実施します。

③ 安心した出産・子育てができる環境の確保

概ね4年間の取組み

- ・被災した熊本市市民病院の総合周産期母子医療センターの再建支援とともに、再建までの間、他の県内の周産期母子医療センターが連携した医療提供体制を整えるなど、安心して出産できる環境の整備に取り組みます。
- ・非常時にも子供の病気に適切に対応し保護者の不安を軽減できるよう、小児科医など必要な医師の確保、小児救急電話相談の実施、小児救急医療や小児在宅医療の体制整備など小児医療提供体制を充実させます。
- ・保育所など子育て関係施設の機能回復や耐震化、福祉従事者の確保・育成を図るとともに、被災した子供に対する心のケアをはじめ、子供の成長や状況に応じた継続的な支援を関係機関と連携し実施するなど、安心して出産・子育てができる環境の確保に取り組みます。

(取組みの基本的方向性)

(2)

未来へつなぐ資産の創造 ～未来の礎を築く～

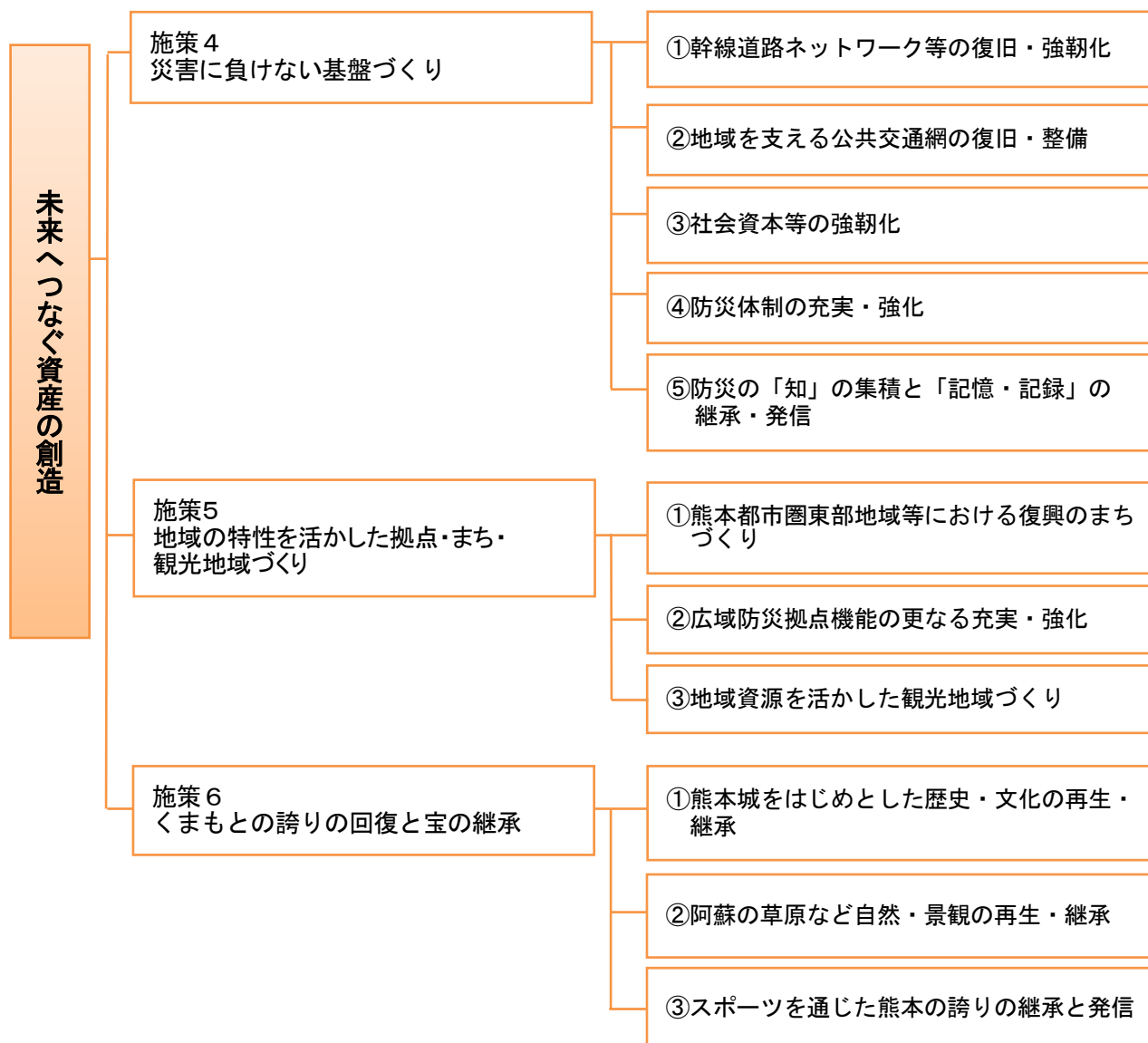
《概ね4年後の姿》

被災した道路、ライフラインなど社会基盤の復旧は概ね完了しています。また、阿蘇方面への主要幹線道路や熊本城の復旧、熊本都市圏東部地域のまちづくりについて、その方向性が決定しており、具体的な工事・手続きがスタートし、一部はすでに完成している状態です。

《基本的方向》

- ・被災した幹線道路の早期復旧や、災害時における九州の縦軸・横軸のリダンダンシー（多重化）確保を行うとともに、県民生活の安全安心を確保するため、道路、河川や生活インフラ等の耐震化を含めた強靱化を図ります。
- ・防災拠点となる庁舎等の再建をはじめ防災体制の充実・強化を図るとともに、「自助」「共助」による防災力向上や、熊本地震を教訓とした防災の「知」の集積と「記憶・記録」の継承・発信に取り組みます。
- ・熊本都市圏東部地域等のポテンシャルを活かした復興のまちづくりや、「九州を支える広域防災拠点構想」の推進など、地域の特性を活かした拠点づくりを進めます。
- ・熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の修復や、阿蘇の草原再生や地下水を守る取組みなど本県の誇るべき歴史・文化や自然・景観を再生・継承します。

《施策体系》



① 幹線道路ネットワーク等の復旧・強靱化

概ね4年間の取組み

- ・地震により亀裂や崩落等が発生した道路や橋梁の早期復旧等に取り組みます。
- ・国道57号阿蘇大橋地区や国が復旧工事を代行する国道325号阿蘇大橋、県道熊本高森線（俵山ルート）、村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）については、国と連携して、代替道路の機能強化や暫定供用等により災害の影響の最小化に努めるとともに、幹線道路の早期機能回復に向けた取組みを進めます。
- ・九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と、循環型高速交通ネットワークのミッシングリンク解消を図るため、“すべての道はくまもとに通じる”という考えのもと、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路（Ⅱ期）等の幹線道路ネットワークの整備を促進します。
- ・被災時の救急・救援活動や物資の輸送、復旧活動等に必要な円滑な通行を確保するため、緊急輸送道路となる道路網の強靱化を図ります。

その後の取組み

- ・国道57号の北側復旧ルート、国道325号阿蘇大橋、県道熊本高森線（俵山ルート）、村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）も含め、被災した道路を復旧します。
- ・中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路（Ⅱ期）及び熊本天草幹線道路等について、引き続き整備を進め、災害時における九州の縦軸・横軸のリダンダンシー（多重化）を確保します。

② 地域を支える公共交通網の復旧・整備

概ね4年間の取組み

- ・南阿蘇鉄道の全線復旧に向けた取組みを国及び地元市町村と連携して支援します。また、JR豊肥本線の全線復旧に向けて国等へ働きかけるとともに、沿線斜面の安定対策等を国等と連携して促進し、できる限り早期の全線復旧を目指します。
- ・公共施設や医療施設など都市機能を有する地域と周辺の地域が連携した住みやすいまちの形成を促進するため、復興状況などの各地域の実情やニーズを踏まえて、市町村や交通事業者と連携しながら、道路網やバス、海上交通、肥薩おれんじ鉄道などの地域鉄道等の公共交通手段の確保や公共交通網の整備等を促進します。

③ 社会資本等の強靱化

概ね4年間の取組み

- ・ 県民生活の安全安心を確保するため、道路、河川、海岸、砂防、港湾、公園等の公共土木施設等について、被災した施設の復旧を図るだけでなく、計画的な整備や、必要な耐震対策、戦略的な維持管理・更新を徹底するとともに、災害リスクを軽減させるための各種情報の発信等により、災害発生時の対処能力の強化を図ります。
- ・ 被災した上下水道施設の復旧や、耐震化を含め計画的な整備や更新を推進するとともに、浄化槽の復旧と災害に強い合併浄化槽への転換を促進するなど、災害に強いライフラインの強靱化を図ります。
- ・ 被災した交通安全施設の更新等に際し、施設の耐震化、長寿命化等を図り、災害に強い道路交通環境を確保します。
- ・ 大規模に被災した海岸保全施設について、国による直轄権限代行で施工するなど災害に強い海岸堤防の整備を進めます。また、その他の被災した海岸保全施設及び漁港の復旧・耐震機能向上に取り組みます。
- ・ 県公営企業（工業用水道事業、有料駐車場事業、電気事業）における被災施設・設備の復旧を進めるとともに、工業用水道施設の強靱化等を行います。
- ・ 災害復旧工事を円滑に施工するため、地域の実情を熟知し機動力、技術力等のある県内建設業者に優先して発注を行い、速やかに工事を完成させるとともに、更なる技術の向上につなげます。
- ・ 復興工事に伴う市町村の埋蔵文化財発掘調査が円滑に実施できるよう、他県からの派遣職員の受入れ等の調整を行います。

④ 防災体制の充実・強化

概ね4年間の取組み

- ・ 庁舎等の復旧を行うとともに、防災拠点となる庁舎、医療施設、社会福祉施設、学校施設等の耐震化及び機能充実等を図り、地域の耐災性の強化を推進します。特に、地域の防災機能と耐震機能を有する庁舎を市町村が状況に応じ計画的に再建できるよう必要な支援を行います。
- ・ 県や市町村の防災拠点が被災した場合の代替施設を事前に選定するとともに、代替施設で機能を補完できるよう施設等の充実・強化を促進します。
- ・ 多数の者が利用する大規模建築物について、市町村と連携して耐震化を促進し、安心して利用できる環境づくりを進めます。
- ・ 熊本地震の災害対応に関する検証を踏まえ、地域防災計画を見直すとともに、市町村の取組みを支援します。また、実践的な総合防災訓練の実施、警察・消防関係機関の体制強化、専門的な技能を有するボランティア団体等との連携など、県の防災体制の充実・強化や関係機関との連携強化を図ります。

- ・国土強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害の被害を最小限に抑えられるよう、平時から関係機関と連携した取組みを推進します。
- ・県の業務継続計画（BCP）の幅広い見直しを進めるとともに、市町村のBCP策定、住民避難体制の整備を支援します。また、上下水道、電気、ガスのライフラインに係る関係事業者等のBCPの取組みを推進します。
- ・災害発生時に自らの身を守る「自助」による災害対応力を向上させるため、幅広い世代を対象とした防災講演や訓練を行うとともに、各家庭における最低3日分の食料備蓄、予防的避難等の普及・定着を図ります。
- ・地域でお互いに助け合う「共助」による地域防災力向上のため、地域防災リーダーの育成や、女性や若い世代も参加した消防団・自主防災組織などによる地域一体となった防災活動の取組みを支援します。また、土砂災害などの危険地区における研修会の実施、予防的避難の定着、避難支援計画（個別計画）の作成推進等の取組みを支援し、県内への波及を図ります。
- ・道の駅が、災害発生時における避難場所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、計画的な防災機能の強化整備に取り組みます。
- ・学校や地域が一体となって行う防災意識の向上の取組みを支援し、災害発生時における地域・保護者・関係機関の連携協力体制を構築します。また、新たに作成する熊本地震関連教材を活用し、児童生徒等の防災意識の向上を図ります。

その後の取組み

- ・あらゆる災害に対する耐災性の強化のため、防災拠点となる庁舎等の再整備、耐震化及び機能充実や、県、市町村、民間事業者等の防災体制を充実・強化します。

⑤ 防災の「知」の集積と「記憶・記録」の継承・発信

概ね4年間の取組み

- ・熊本地震の経験を本県のみならず我が国における今後の災害対策に活かすため、災害対策本部の運営やSNS等を活用した災害情報の提供・共有、避難者支援のあり方など災害対応の検証を行い、本県の防災体制の強化、全国への発信を行います。
- ・市町村や大学、企業、各種団体等と連携して後世に伝えるべき資料のアーカイブ化を行うとともに、震災ミュージアム等のあり方の検討を進めます。また、被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を防災教育に活かすとともに、後世に伝承します。

施策5 地域の特性を活かした拠点・まち・観光地域づくり

① 熊本都市圏東部地域等における復興のまちづくり

概ね4年間の取組み

- ・益城町をはじめ被災した地域の活性化と災害に強いまちづくりを促進するため、被災市町村と連携しながら復興計画の策定及び住民との協働による市街地の再生・再構築を支援します。
- ・災害に強い熊本都市圏東部地域の発展に資するよう、関係市町村と連携協力しながら、復興のグランドデザイン(「大空港構想 NextStage」)を策定のうえ、県道熊本高森線等の道路整備、阿蘇くまもと空港ターミナルビルの復旧・機能強化など、熊本地震からの創造的復興のシンボルとなるまちづくりを支援します。

その後の取組み

- ・益城町を含む熊本都市圏東部地域の復興について、住民の意見を取り入れた復興計画の取組みを支援・実現します。
- ・熊本地震の教訓を踏まえ、熊本都市圏東部地域をはじめ県内各地域においてあらゆる災害に強いまちづくりを実施します。

② 広域防災拠点機能の更なる充実・強化

概ね4年間の取組み

- ・大規模災害時に県境を越える救助活動や広域医療搬送・物資搬送の拠点としての役割を担えるよう、総合防災航空センター(仮称)の整備や防災消防ヘリコプターの機体更新により機能の強化を図るとともに、訓練等を通して関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・大規模災害発生時等に広域防災拠点となる熊本県民総合運動公園陸上競技場及び熊本産業展示場(グランメッセ熊本)等の復旧及び機能強化を進めます。
- ・本県の「九州を支える広域防災拠点構想」や国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を踏まえ、大規模災害発生時の救助活動や救援物資輸送などの「命の道」となる本県の縦軸・横軸を構成する幹線道路ネットワークの整備を促進します。特に、南海トラフ地震などの大規模地震発生時に本県と相互に受援・支援が必要となる地域への、横軸のリダンダンシーの確保と強靱化を促進します。
- ・幹線道路ネットワークの横軸となる九州中央自動車道「小池高山 IC～(仮称)北中島 IC」、中九州横断道路「滝室坂道路」、熊本天草幹線道路「大矢野バイパス」及び「本渡道路」、縦軸となる南九州西回り自動車道「津奈木 IC～(仮称)水俣 IC」、有明海沿岸道路三池港 IC 連絡路の整備を推進します。

その後の取組み

- ・引き続き広域防災拠点機能の更なる充実・強化や、県土全体の幹線道路ネットワークの整備を促進し、大規模災害発生時等における県境を越える救助活動や広域医療搬送・物資搬送の拠点としての機能の確立と、県民生活の安全安心の確保を図ります。

③ 地域資源を活かした観光地域づくり

概ね4年間の取組み

- ・県内各地域の自然、農林水産物、食、歴史、文化、温泉、良好な景観等の地域資源を活かした取組みや、阿蘇地域と震災被害が比較的少なかった地域とが連携した取組みにより、交流人口の拡大を図ります。
- ・これまで観光資源として、十分には活かされなかった地域資源の新たな活用や観光資源の磨き上げ、魅力的な街なみ整備を促進し、着地型による体験型・交流型の要素を取り入れた滞在型観光を推進する地域づくりを支援します。

① 熊本城をはじめとした歴史・文化の再生・継承

概ね4年間の取組み

- ・熊本城や阿蘇神社をはじめとした県内の被災文化財について、未指定文化財も含め国や市町村と連携して復旧を進めるとともに、熊本の宝としての価値や文化財保護の必要性を広め、次代に継承します。また、県内外を問わず、広く民間団体、企業及び国民等からの寄付を募るなど国民参加による復旧を推進します。
- ・特に、熊本城については、国や熊本市等と連携して天守閣など復元建物の復旧を促進するとともに、石垣や櫓など文化財の本格復旧に取り組みます。また、復元過程を活用したツアーの実施など、新たな視点から歴史的・文化的価値や魅力を発信します。
- ・世界文化遺産に登録された万田坑・三角西港や、加藤・細川400年の歴史・文化などの磨き上げや次代への継承、歴史的な街なみの維持・再生、伝統芸能や実演芸術に触れる機会の提供、八代妙見祭などの歴史・文化的魅力の情報発信、国際スポーツ大会等を活かした文化交流の促進、音楽や演劇、夏目漱石やラフカディオ・ハーンに代表される近代文学などを活用した取組みへの支援など、市町村等と連携し、個性的で活力ある地域づくりや観光誘客の推進に取り組みます。
- ・県立劇場をはじめとする公立文化施設について、関係市町村とともに早期復旧に取り組みます。また、被災した子供たちや地域住民の心の支えとなるよう、被災地を中心に音楽や演劇などの鑑賞機会を提供します。

その後の取組み

- ・引き続き熊本城をはじめとする文化財の復旧・再建を推進するとともに、文化財保護の理解促進を図り、くまもとの誇りある歴史・文化を次世代に継承します。

② 阿蘇の草原など自然・景観の再生・継承

概ね4年間の取組み

- ・世界文化遺産の登録を目指す阿蘇について、国や地元市町村等と一体となって、被災した阿蘇山上給水施設や、牧野・牧道の復旧、治山対策などに取り組みるとともに、野焼きの再開などの草原再生や、国重要文化的景観への選定など、阿蘇の自然・景観の維持保全に取り組みます。
- ・世界農業遺産に認定された阿蘇地域において、自然や景観を再生・継承するため、野草堆肥の利活用システムの構築や農産物のブランド化など草資源の効果的な利活用の取組みを進めます。

- ・世界水準のナショナルパークを目指す「国立公園満喫プロジェクト」に選定された阿蘇くじゅう国立公園について、インバウンドを含む交流人口の拡大に向け、草原や景観を活用したトレッキングコースの整備や上質感のある宿泊施設の誘致、主要なアクセスルート周辺のサイン統一など受入環境整備に関係機関等と連携し取り組みます。
- ・熊本の宝である地下水を次代に残し、未来へと引き継ぐため、涵養量の確保・増加、採取量の削減及び硝酸性窒素対策等に取り組みます。また震災により再認識した熊本の水の大切さや魅力を県内外へ発信します。

③ スポーツを通じた熊本の誇りの継承と発信

概ね4年間の取組み

- ・スポーツ施設の復旧に取り組むとともに、県内プロスポーツチームの活動や、世界的に活躍するトップアスリート等による被災地への交流活動を支援するなど、被災者をはじめ県民に夢や希望を与えるスポーツの振興や、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。また、県内プロスポーツチームがリーグ戦等で活躍する姿を通じて、熊本の復旧・復興の姿を県内外に発信します。

次代を担う力強い地域産業の創造 ～地域の活力と雇用を再生する～

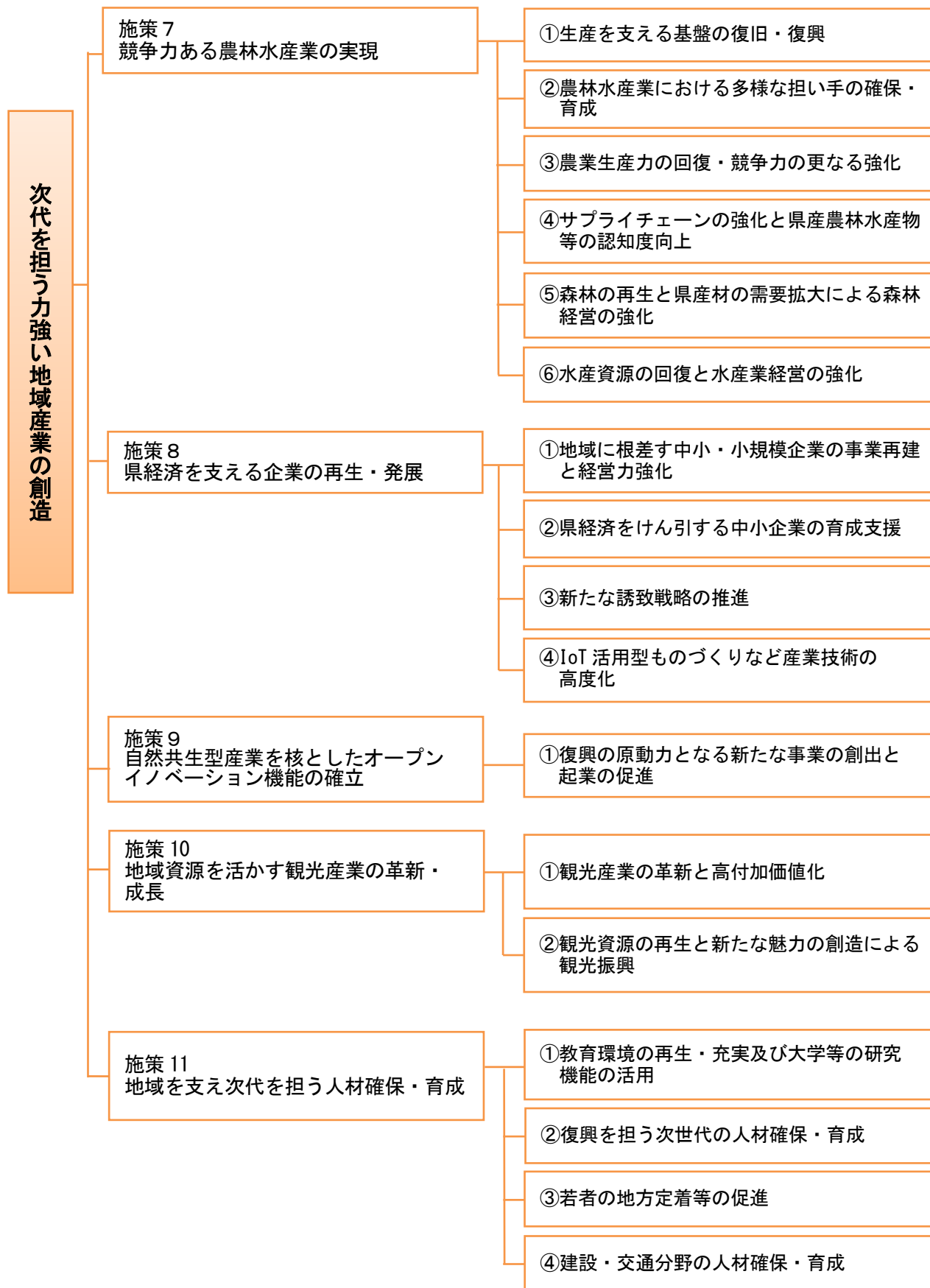
《概ね4年後の姿》

災害による地域産業（農林水産業、商工業等）へのダメージが回復し、経済活動は被災前の水準に復旧しています。また、被災を契機に体質強化・イノベーションに取り組む事業者や、成長分野の新たな誘致企業が、中小企業をはじめとする熊本の経済を力強く牽引しています。また、新たな熊本の魅力発信により、観光客や県産品売上げの落ち込みも解消し、事業者が希望を持って、自らの力で持続的に経営できています。

《基本的方向》

- ・ 本県の基幹産業である農林水産業の生産基盤の復旧や経営再建等を支援するとともに、農地の大区画化など生産基盤の強化、県産農林水産物の販路拡大、多様な担い手の育成・確保などの取組みを通じて、持続可能で競争力の高い農林水産業を実現します。
- ・ 被災した企業の経営再建や経営力強化、産業技術の高度化を支援するとともに、戦略的な企業誘致を推進します。また、アグリ・バイオ等の自然共生型産業を核とした新たな事業創出や、起業の支援を通じて県経済の力強い発展につなげます。
- ・ ホテル・旅館等の復旧や高付加価値化等による観光産業の革新を促進するとともに、魅力ある観光資源の再生と新たな魅力の創造による滞在型観光を推進し、観光客数や消費額を増大させ、観光産業の成長を図ります。
- ・ 大学等の教育環境を再生し、産学官連携による復興の取組みを進めるほか、熊本地震からの復興を担う人材や産業人材の確保・育成を図ります。

《施策体系》



施策7 競争力ある農林水産業の実現

① 生産を支える基盤の復旧・復興

概ね4年間の取組み

- ・被災した農地や農業用施設の復旧に取り組むとともに、被災農地を含めた大区画化や、農地中間管理機構等を活用した個別経営体又は地域営農組織等への農地集積、農地の汎用化を進めます。また、農家の生産性向上を図るため、くまもと農地GISによる「見える化」を活用した生産基盤の整備を実施します。
- ・被災した大切畑ダムをはじめとする農業用ため池等の農業水利施設の復旧や再度災害防止の観点から踏まえた施設の整備・保全管理を進めます。
- ・地震をはじめ、台風、降灰などの自然災害のセーフティネットとなる農業共済加入を促進するとともに、災害への対応力を高める農地海岸堤防や排水機場などの農地防災施設の整備、ハウスの耐候性強化等の取組みなどを支援します。

② 農林水産業における多様な担い手の確保・育成

概ね4年間の取組み

- ・被災した新規就農者の営農再建を支援するとともに、三世帯同居につながる親元就農や、新規参入など就農相談から就農後の定着までをトータルで支援する「熊本型農業者育成」の仕組みを構築し、JAや農業高校などの教育機関等と連携した人材の確保・育成に取り組めます。
- ・遊休農地や畜舎、引退した先導農家など地域内にある資源・人材の活用、生産技術を有する専門家の確保等を通じて、就農環境の向上を図ります。
- ・林業や水産業の担い手の確保・育成のため、関係団体や市町村、教育機関等と連携した就業支援体制を整備するとともに、就労環境改善などに取り組めます。

③ 農業生産力の回復・競争力の更なる強化

概ね4年間の取組み

- ・被災農家の経営再建を進めるとともに、品質や商品力向上による価格の上昇、ほ場整備やハウス等の生産基盤強化及び生産技術の向上による安定した生産量の確保、農地集積や排水機場などの農業施設の長寿命化等によるコスト削減等により、PQC¹⁸を最適化し、農家の所得向上を図ります。
- ・被災した水田の水稲から大豆への作目転換などの多様な手法により、営農の再開・

¹⁸P (Price 販売価格) × Q (Quantity 生産、出荷量) - C (Cost 生産経費) の略。

継続を支援します。また、作目転換と水田営農再開の経験を活かした農地の高度利用（ブロックローテーション等）や農場の大規模化により、収益性の高い土地利用型農業を確立します。

- ・地域営農組織等の法人化への機運醸成や法人設立を促進するとともに、大規模営農によるスケールメリットを活かした「広域農場」の拡大や経営力強化を支援します。また、「広域農場」におけるコスト削減の取組みや経営理念などを県下全域に波及させる「熊本広域農場構想」を展開します。
- ・農産物の高品質化・収量向上のための品種の育種・選定や、作目転換、高度な生産技術の確立、ICT を活用した次世代型ハウスの導入、技術指導者の育成などを推進し、収益性の高い次世代型農業を展開します。
- ・被災地をはじめ農業生産現場や農業関連施設などの労働力不足に対して、労働力サポートセンター（仮称）を設立し、人材登録や産地への労働支援等に取り組み、本県農業の産地力の維持・強化を図ります。
- ・被災畜産農家の施設整備や家畜の導入等を支援するとともに、経営規模拡大や新技術の導入による生産効率の向上、地域ぐるみによる作業受託組織などの多様な担い手の育成、牧野の復旧による放牧の推進などに取り組みます。
- ・高病原性鳥インフルエンザをはじめとした悪性伝染病発生に備えた家畜防疫体制の強化に取り組みます。

④ サプライチェーンの強化と県産農林水産物等の認知度向上

概ね4年間の取組み

- ・被災したカントリーエレベーター、選果場などの共同利用施設について、再編・整備や、品目の汎用化、集約化に伴う機能向上も含め、復旧を支援します。
- ・災害等で施設機能が停止した場合に広域的に選果機能等を代替・利用する仕組みを構築するとともに、低コスト化や大都市圏への出荷体制構築等を進めます。
- ・6次産業化を推進し農林水産物の付加価値の向上を図るため、農産加工施設等の復旧を支援するとともに、新商品開発、販路拡大や必要な施設・機械整備などの取組みを支援します。
- ・効果的なトップセールス、「くまもとの赤」のPR などにより、引き続き県産農林水産物等の認知度を向上するとともに、熊本を応援する大都市圏の量販店や外食産業などの実需者や消費者等に応える多様な流通ルートの構築を進め、熊本ブランドの定着を図ります。
- ・県産農林水産物等の消費拡大や、子供たちの郷土の「食」への愛着を深めるため、学校給食での県産食材の利用促進、郷土料理の提供などを促進するとともに、「道の駅」やJAの物産館などを拠点とした地産地消を進めます。
- ・海外における農林水産物等の競争力を高めるため、衛生・品質管理体制の充実、輸送技術の向上、輸出先・品目の拡大や供給力の強化に取り組むとともに、対象に応じた効果的なプロモーションによる認知度向上や販路拡大を図ります。

⑤ 森林の再生と県産材の需要拡大による森林経営の強化

概ね4年間の取組み

- ・被災地域をはじめとした治山事業や林業施設等の復旧・整備に取り組むとともに、工事に当たっては県産材の需要拡大や景観への配慮の観点から木材を使用する工法を積極的に採用します。
- ・豊富な森林資源を活かすべく、意欲ある担い手への森林集約化、木材の安定供給体制の確立、主伐植栽の一貫作業、高性能林業機械の導入等による低コスト化及び苗木増産体制の構築等により、森林経営の強化を図ります。
- ・特用林産施設や木材加工施設の復旧に取り組み、特用林産物や製材品の生産量の安定化を図ります。
- ・被災住宅再建などの復興需要への対応や県産木材の販路拡大を図るため、安定した木材サプライチェーンの構築に向けた流通体制等の整備を支援します。
- ・被災した住宅、公共施設、文化財などの木造建築物の県産木材での復旧を推進するとともに、木造建築物の強度等に対する正しい情報発信等により住宅等への県産木材の活用を促進します。
- ・県内の木材需要を創出するため、CLT などの新技術や木造設計アドバイザー制度の活用などにより、公共建築物や非住宅建築物等の更なる木造化・木質化を推進するとともに、伝統木造建築物に係る熊本独自の設計指針の策定などを行います。さらに、未利用材の木質バイオマスエネルギーへの利用などを進めます。

⑥ 水産資源の回復と水産業経営の強化

概ね4年間の取組み

- ・山腹崩壊等により漁場へ流入した土砂や流木等の除去やノリ養殖等への被害防止対策に取り組むとともに、新たに流入する土砂や流木等について必要な対策に取り組めます。
- ・市町・漁業者等が行う種苗放流や漁業者による資源管理の取組みを支援し、水産資源の回復を図ります。
- ・被災した漁港や海岸施設の復旧に取り組むとともに、水産物の供給の安定を図るため、流通・生産の拠点となる漁港の整備等に計画的に取り組めます。
- ・被災した水産物の共同利用施設の復旧等を支援するとともに、ノリの共同乾燥施設や加工施設等の整備、販路拡大、商品開発等による6次産業化や生産活動の協業化を推進し、漁業者や漁協等の経営力の強化を図ります。
- ・クマモト・オイスターの県内外への出荷体制確立や、クロマグロの種苗生産技術の開発など養殖技術確立に向けた取組みを進め、熊本ブランドとしての定着を図ります。

① 地域に根差す中小・小規模企業の事業再建と経営力強化

概ね 4 年間の取組み

- ・被災した中小企業等グループの施設復旧等や円滑な資金繰り等の支援により、中小・小規模企業の経営再建等を図ります。また、震災で損なわれた販路や市場を回復するため、大都市圏等における復興応援フェア等をはじめ、県産品の継続的な販路確保・開拓に取り組みます。
- ・成長分野や収益性の高い事業へ経営資源の集中がなされるよう、被災した中小・小規模企業における事業再構築の取組みを支援します。
- ・研究・開発、生産（ものづくり）、流通、販売等の各段階における ICT や IoT（インターネット・オブ・シングス）の利活用、他産業のノウハウ導入、業種の垣根を超えた企業間連携などにより、サービス産業をはじめとする企業の生産性向上の取組みを促進します。さらに、AI 技術、ビッグデータ等を活用した高付加価値の新商品・新サービスの創出など、企業のビジネスモデルの転換等のチャレンジを後押しします。
- ・中小・小規模企業の再生・発展や雇用の維持・確保を図るため、商工団体などと連携して、創業、事業承継、経営革新等の「成長発展」と販路拡大や経営改善等の「持続的発展」の取組みを支援します。
- ・半導体・食料品関連の企業が行う新商品開発、海外展開及び研修の支援や、熊本地震の影響により事業を縮小した企業に対する新分野進出等の支援、人手不足に陥いる懸念のある企業に対する求職者とのマッチング支援等を行い、県内企業の安定かつ良質な雇用創出を図ります。
- ・豊かな農林水産物等の地域資源を活かした農商工連携等による付加価値の高い商品開発などの取組みを支援します。
- ・県内企業に対し事業継続計画（BCP）の必要性について周知を行うとともに、策定支援を行い、災害等、非常時に強い体制構築を促進します。
- ・県内企業の再生や被災住民の雇用機会の確保による県経済の回復のため、「熊本県中小企業振興基本条例」を踏まえ、震災復旧を含めた官公需について、県内企業に優先発注を行うとともに、市町村等に周知と要請を行います。

② 県経済をけん引する中小企業の育成支援

概ね 4 年間の取組み

- ・県経済のけん引役となるリーディング企業を創出するため、生産管理の改善、販路拡大、海外展開など新たなチャレンジを行う意欲ある県内企業を支援します。また、株式の上場に向けた取組みを支援します。

- ・プロフェッショナル人材戦略拠点を活用して、復興に必要な県内外の優秀な人材獲得を支援するなど、中小企業が自ら実施する成長戦略を支援します。
- ・経営・技術支援をワンストップ化するとともに、金融機関や商工団体など経営支援機関の連携を促進し、地域企業の再生・発展を支える相談支援体制を充実強化することで、中小・小規模企業における困難な経営課題への対応や果敢なチャレンジをサポートします。

③ 新たな誘致戦略の推進

概ね4年間の取組み

- ・被災した誘致企業を国と連携して支援するとともに、震災で他地域に移った代替生産の県内回帰を促し、本来のサプライチェーンの回復を図ります。
- ・熊本地震を踏まえた全国的に汎用性のある産業別 BCP システムの構築や企業等の BCP 対策及び耐震化について、国と連携して推進します。
- ・企業の広域的かつ効率的な経済活動を支えるため、半導体関連産業や自動車関連企業が立地する工業団地等と新幹線駅、高速道路 IC、空港、港湾等の交通結節点を結ぶ道路整備を進めます。また、中九州横断道路をはじめとする幹線道路の整備を促進するとともに、それらを補完する国道 325 号や国道 443 号などの道路等の整備・機能強化を行います。
- ・アジアに近い地理的優位性、半導体・自動車関連産業の集積、優秀な人材、災害時にもサプライチェーンを堅持した対応力の高い協力企業群の存在、熊本地震の教訓を活かした社会インフラ等、これら本県の強みや熊本地震の経験を活かして、半導体・自動車関連産業に加え、医療、食品関連産業等の成長分野の企業誘致を推進し、産業集積により雇用創出、地域経済の発展を図ります。
- ・更なる「知」の集積を目指し、企業の研究開発部門等や政府関係機関の誘致を促進するとともに、企業の本社機能の移転や東アジアで展開するグローバル企業の誘致等に取り組みます。

④ IoT 活用型ものづくりなど産業技術の高度化

概ね4年間の取組み

- ・IoT や AI・ロボット技術、ビッグデータ等を活用し、震災で被害を受けた地域企業などの生産性・収益向上及び新たなビジネス創出を図るため、コーディネーター配置や人材育成等を実施するとともに、企業間連携の取組みを支援します。
- ・KUMADAI マグネシウム合金、有機薄膜技術をはじめとする新技術を活用した新事業創出や、今後成長が見込まれる医療福祉関連産業等への展開等を支援し、次世代産業を育成します。

① 復興の原動力となる新たな事業の創出と起業の促進

概ね4年間の取組み

- ・復興に向けて新たな活力を創造し本県経済の力強い発展につなげるため、本県の自然環境や資源を最大限に活かした「自然共生型産業（アグリ・バイオ・ヘルスケア・食品加工・環境・水等）」などの成長産業の創出につながる起業者やベンチャー等の取組みを支援します。
- ・クラウドファンディングを活用した「ふるさと投資」の利用拡大により、被災企業の事業再建や更なる事業発展を支援します。
- ・起業・創業を目指す者が相談しやすい体制を構築するとともに、起業教育、インキュベーション施設の運営、ベンチャーマーケットの開催、株式引き受けによる投資、ビジネスコンテストの開催など、各段階に応じた起業支援を行います。

① 観光産業の革新と高付加価値化

概ね4年間の取組み

- ・地震からの復旧を、本県観光産業の更なる飛躍につなげるため、被災したホテル・旅館等の復旧や高付加価値化に向けた支援等を行います。
- ・風評被害防止のためのメディア等を活用した正確な情報発信を図るとともに、割引付旅行商品の造成などにより熊本地震で減少した旅行需要の早期回復を図ります。
- ・民間と共同でビッグデータ等の活用によるマーケティング、ブランディング、プロモーションなどを行う「くまもと版 DM0」の取組みにより、風評被害を最小化するとともに、多くの観光資源を活かして、客単価の向上や宿泊日数の増加が見込まれる滞在型観光を推進し、裾野の広い観光産業を、地域を支える総合産業として確立します。
- ・ターゲットに応じた商品開発、観光客のニーズに合わせた宿泊施設のマッチング、ICT を活用した戦略的なマーケティングなど、客単価の向上や宿泊日数の増加を図る事業者や地域などの取組みを支援します。
- ・インバウンド需要の早期回復を行うとともに、国際スポーツ大会の開催等によるインバウンド需要の拡大を図るため、来訪者満足度を高めるおもてなし力の向上、災害発生時の対応力強化、無料公衆無線 LAN 等の受入環境整備を行います。
- ・九州内外からの観光客を誘客し、周遊性を高め、県内の滞在時間の増加を図るため、阿蘇地域をはじめ被災した県内各地域の道路の早期復旧を図るとともに、主要な観光資源と新幹線駅、高速道路 IC、空港、港湾等の交通結節点を結ぶ道路整備を進めます。

② 観光資源の再生と新たな魅力の創造による観光振興

概ね4年間の取組み

- ・通称ミルクロードやグリーンロードなど復旧状況に応じた新たな阿蘇周遊ルートの開発等や、熊本地震から防災を学ぶ教育旅行の構築、熊本城及び阿蘇神社の復元過程を活用したツアーなどにより、新たな誘客の促進やリピーターの確保に取り組みます。
- ・県内各地域の自然、農林水産物、食、歴史、文化、温泉、良好な景観等の地域資源を活かした取組みや、阿蘇地域と震災被害が比較的少なかった地域とが連携した取組みにより、交流人口の拡大を図ります。（再掲）
- ・国際会議や大型コンサート・スポーツ大会等の MICE 誘致を促進するとともに、国際スポーツ大会に関連した各種の取組みを行い、県下全域への経済効果の拡大を図ります。

施策 11 地域を支え次代を担う人材確保・育成

① 教育環境の再生・充実及び大学等の研究機能の活用

概ね 4 年間の取組み

- ・被災した大学等の研究機能回復、施設復旧及び再開の取組みを支援するとともに、熊本大学が中心となる復興支援プロジェクトなど、産学官が一体となって、大学等が持つシーズを活用した復旧・復興につながる取組みを進めます。
- ・産業を支える人材の確保と若者の地元定着を図るため、産学官が参画した COC¹⁹推進協議会等において、産業の創出と産業人材の育成の取組みを進めます。

② 復興を担う次世代の人材確保・育成

概ね 4 年間の取組み

- ・熊本地震からの復興を担う人材や地域産業のニーズを踏まえた産業人材の確保・育成を図るため、「熊本県 UIJ ターン就職支援センター」の設置による人材確保や企業等とのマッチングを進めるとともに、本県に縁のある人材のネットワーク化を促進します。
- ・震災からの復興を担う次世代の産業人材を確保・育成するため、建設関連の技能士など専門的職業の魅力発信や技能の継承支援、被災した伝統建築物の修復過程を活用した学校教育などに取り組みます。
- ・スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの新たな指定やカリキュラムの研究開発など、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する取組みを進めます。
- ・児童、生徒、学生一人一人の勤労観・職業観を社会全体で育むため、県内産業界と連携したインターンシップ、職業講話や職場体験等を行うとともに、産業教育環境の整備、専門高校への熟練技能者派遣等による高度で専門的な知識や技能の習得を促進します。

③ 若者の地方定着等の促進

概ね 4 年間の取組み

- ・県内企業と県内外の学生とのマッチングやインターンシップ、地元就職の利点や県内企業の魅力の PR を行うなどの取組みを進め、若者の県内定着を図ります。
- ・企業における労働環境や処遇の向上の取組みを支援するとともに、これらに積極的

¹⁹ Center of Community+の略。文部科学省が実施する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」の略称。大学が地方自治体や企業等と協働し、学生にとって魅力ある就職先を創出するとともに、地域が求める人材養成に必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組みを支援し、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を図る。

に取り組む「ブライト企業」の認定や普及啓発・情報発信を通じて企業の魅力づくりを推進し、若者等の県内企業への就職促進を図ります。

- ・産業界との連携やしごとコーディネーター等を配置することにより、学校と県内企業間の関係強化や、相互の求人・求職情報を共有する仕組みの構築などを進めます。

④ 建設・交通分野の人材確保・育成

概ね4年間の取組み

- ・建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有や建設産業への理解の促進、魅力発信を行い、県内建設産業への就職を促進します。
- ・将来の建設産業を担う人材を確保・育成するため、人材育成機関の設置の検討や教育機関等への支援、建設業者が行う就労環境の整備、資格取得の支援等を行います。
- ・本県産業を支えるトラックやバスのドライバー不足・高齢化に対応するため、関係団体と連携して若手や女性ドライバーの確保・育成を進めます。

(取組みの基本的方向性)

(4) 世界とつながる新たな熊本の創造 ～世界に挑み、世界を拓く～

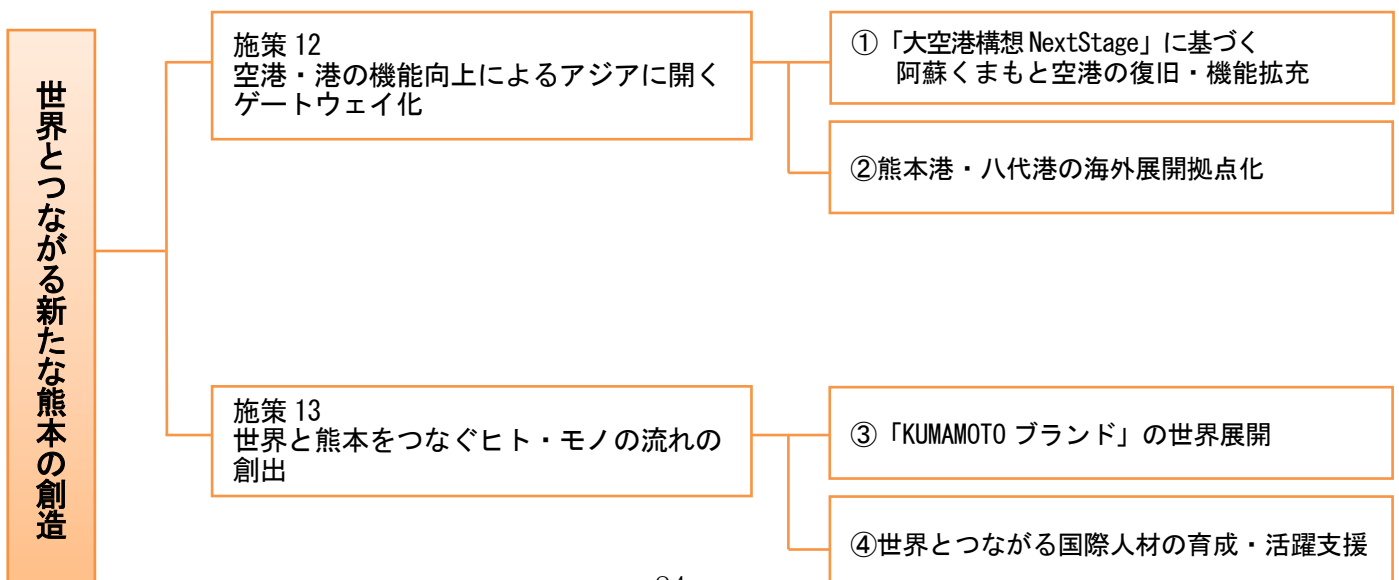
《概ね4年後の姿》

熊本地震に対する応援の機運の高まりや、2019年のラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権大会を契機とした、「KUMAMOTO ブランド」の世界展開など更なるインバウンドの開拓が進み、阿蘇くまもと空港や熊本港、八代港はその拠点として機能しています。

《基本的方向》

- ・国際定期便の増便や更なる海外新規路線の誘致などの推進により、阿蘇くまもと空港を九州におけるアジアのゲートウェイとして機能強化します。
- ・熊本港・八代港において、耐震強化岸壁の整備推進やクルーズ船の受入環境整備、ポートセールスの展開などを行い、海外に向けた人と物の流通拠点として強化します。
- ・熊本地震に対する応援として広がった、海外における本県の認知度を維持・拡大し、「KUMAMOTO ブランド」として世界に展開します。また、国際スポーツ大会を震災復興の大きなマイルストーンとして取り組み、大会開催のレガシーを次世代に引き継ぎます。
- ・県内学生の海外留学・進学等の総合的な支援や、海外からの留学生に選ばれる環境整備などを推進し、世界とつながる国際人材を育成するとともに、その活躍を支援します。

《施策体系》



① 「大空港構想 NextStage」に基づく阿蘇くまもと空港の復旧・機能拡充

概ね 4 年間の取組み

- ・阿蘇くまもと空港等の創造的復興を推進するグランドデザイン「大空港構想 NextStage」に基づき、関係機関と連携のうえ、阿蘇くまもと空港ターミナルビルの復旧及び機能強化に取り組みます。
- ・外国人観光客等の増加を図るため、熊本地震で運休した路線の早期再開に取り組むとともに、国際線定期便の利用促進による増便や、更なる海外新規路線の誘致を図ります。
- ・県道熊本益城大津線の阿蘇くまもと空港地下道の耐震化を推進するとともに、空港へのアクセス向上やリダンダンシー確保のために国道 443 号の 4 車線化や県道堂園小森線などの整備を推進します。

その後の取組み

- ・引き続き、国際線定期便の増便や更なる海外新規路線の誘致、空港アクセス道路の整備等を推進し、阿蘇くまもと空港を、九州におけるアジアのゲートウェイとして機能強化します。

② 熊本港・八代港の海外展開拠点化

概ね 4 年間の取組み

- ・八代港において“年間 70 隻以上のクルーズ船寄港”及び“世界最大級のクルーズ船寄港”を実現するため、港湾機能の向上を図ります。また、更なるクルーズ船受入環境の向上を目指し、調査・検討を行います。
- ・クルーズ船寄港の効果が県内各地に波及するよう、本県が誇る魅力ある観光資源を活かした新たな旅行商品の造成、クルーズ船内における農林水産物をはじめとする県産品の活用などの取組みを促進します。
- ・熊本港・八代港における耐震強化岸壁の整備を進め、災害時の支援活動の拠点としての機能を確保するとともに、人流・物流の機能向上を図ります。
- ・八代港において、災害時に支援物資の円滑な供給活動ができるよう、ガントリークレーンを二重化し、リダンダンシーを確保します。また、岸壁・航路等の基本施設の整備をはじめ、官民連携による荷さばき施設や保管施設などの機能施設の充実や、コンテナヤードの移設拡充による物流機能の向上を図る取組みを促進するとともに、重要港湾や高速道路 IC を結ぶ道路網の整備を推進します。
- ・国内外におけるセミナーなどの広報活動を通じ、荷主企業の不安の払拭を図るとと

もに、航路の増便や新規航路誘致の推進など、積極的なポートセールスによるコンテナ取扱量の増加を図ります。

① 「KUMAMOTO ブランド」の世界展開

概ね4年間の取組み

- ・中国、香港、台湾やシンガポール、タイ、インドネシアをはじめとする東南アジア等、海外とのつながりを積極的に強化し、その活力を取り込むため、くまモンも活用し、現地と連携した復興プロジェクトの実施や外国語のポータルサイトを活用した本県の情報発信、県産品の販路開拓・拡大、県内企業の海外展開、インバウンドの拡大等により、「KUMAMOTO ブランド」を世界に展開します。
- ・海外輸出における食品などの県産品の競争力向上のため、HACCPなど安全安心な衛生・品質管理体制や、商品ラインアップ及び供給力の充実など、県内事業者の総合力の強化を図ります。
- ・2019 女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップ 2019 を着実に成功させるとともに、これらの大会を震災復興の一つのマイルストーンとして、熊本の復興の姿や感謝の心を世界に発信します。
- ・男女のハンドボール世界大会の開催地となる熊本がアジアのハンドボールの聖地となるよう、国内外トップレベルの大会を開催するとともに、ラグビーも含め、大会を開催する施設や培われるスポーツ・ボランティア精神、スポーツに親しむ県民の増加、世界各国との交流などを大会開催のレガシーとして次世代に引き継ぎます。

② 世界とつながる国際人材の育成・活躍支援

概ね4年間の取組み

- ・震災を乗り越え国際的に活躍する人材を中長期的な観点から育成するため、英語教員のスキルアップや本県独自の教材の活用等により、“英語教育日本一”を目指します。
- ・世界チャレンジ支援基金の活用や海外チャレンジ塾等により、児童生徒・学生等の国際交流や海外留学・進学等を総合的に支援し、コミュニケーション能力や主体性・積極性、異文化理解の精神等の向上を図り、将来、様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成します。
- ・震災による外国人留学生の熊本離れを防止するため、留学生への相談支援や就職支援、効果的な情報発信など、留学生から選ばれる環境整備を進めます。また、外国人農業実習生等に県内で学ぶ機会を提供するとともに、EPA（経済連携協定）に基づく福祉人材の受入れを拡大するなど、更なる活躍を支援します。
- ・震災の影響で県外・国外就職を意識する外国人留学生の県内定着を図るため、九州各県及び外国人留学生の就職に携わる関係機関と連携して、留学生と企業の人材

マッチング専用サイトの製作・運用などにより、県内の海外展開企業やインバウンド関連企業等への留学生の就職を促進します。

第4章 今後の「震災復興モデル」となるために

1 国や市町村など多様な主体との連携・協力

(1) 国との連携

今回の震災は、国内でも最大規模の未曾有の災害であり、被害の広域性・甚大性から、県や市町村において対応できる範囲を大きく超えています。

本県が復旧・創造的復興を成し遂げ、地方創生の歩みを再び取り戻すためには、県や市町村の不断の努力だけでなく、技術、人材、財政、さまざまな面での国との連携が不可欠です。

このため、国直轄事業の実施も含め、国をあげた取組みとして国と県が緊密に連携し、早期の復旧・創造的復興を強力に推進します。

(2) 市町村との連携

被災市町村においては速やかな復旧と併せて、長期的・広域的な展望のもと、将来にわたって地域やコミュニティが維持・発展するまちづくりなど地方創生につながる創造的復興の観点が必要です。

このため、「熊本版地方創生コンシェルジュ」をこれまで以上に活用し、被災市町村の復興に向けたまちづくりの推進や地方創生につながる復興計画の策定等について、それぞれの市町村との情報共有を行い、きめ細かな支援を行います。

また、県の復興の取組みについては、被災市町村と連携し、被災地の状況や復興に向けた考え方、地域の振興計画を十分に踏まえて展開します。

このように、県と市町村がしっかりと連携・協力しながら、「オール熊本」による復興を実現します。

(3) 県内外の多様な主体との連携

熊本地震の発災以降、県内はもとより世界中から力強い支援が寄せられるとともに、様々なボランティア活動が展開されています。

被災者からの多種多様な支援ニーズに応え、着実な復旧・復興を果たすためには、一人一人の県民や地域組織、ボランティア団体、NPO 法人、市民活動団体はもとより、産業界、教育機関、金融機関、国、全国の地方公共団体といった様々な活動主体の総力を結集した取組みが重要です。

このような関係者との連携・協力により、各々の専門性やノウハウ、発想、行動力を最大限活かし、相乗効果を高めた復興を行います。

また、発災直後からの救援・復旧の中で全国や海外と培われた「つながり」を大切にし、復興に向けて多様な連携の輪を広げていきます。

2 復興財源等の確保

(1) 復旧・復興事業への重点化

現下の本県の最優先課題は、震災からの一日も早い復興です。長い年月と極めて多額の経費が必要と見込まれる震災からの復旧・復興を速やかに成し遂げるため、国による特別な財政支援を求めるとともに、県においてもすべての事業を聖域なく大胆に見直すことにより、財源と人員を復旧・復興事業に重点化します。

(2) 国に対する要望

躊躇なく、財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要です。

このため、本震から間を置くことなく、知事を先頭に、国に対して県及び県内市町村の財政負担の最小化に向けた要望を数次にわたり実施してきました。

これにより、多くの補助制度の創設や補助率の嵩上げ、復興基金創設に対する特別交付税措置などが、国の理解を得て実現してきています。

今後とも、被災者の負担と地方の財政負担を最小化できるよう、熊本地震の特徴である宅地被害への対応や、被災市町村のまちづくりを迅速かつ柔軟に進めるための自由度の高い総合的な支援制度（交付金等）の創設、来年度以降の中長期の予算確保など残された課題について、引き続き国の支援を求めています。

3 プランの進行管理

プランの実施に当たっては、限られた経営資源のもとで「平成 28 年熊本地震復旧・復興本部」を中心に、迅速かつ強力で復旧・復興を推進する必要があります。このため、今後策定予定の次期基本方針と合わせた政策評価を行い、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）の PDCA マネジメントサイクルによりプランの実効性を高めます。

4 災害対応の検証を踏まえたプランの見直し

「くまもと復興・復興有識者会議」では、今後、大きな地震が、いつ、どこで起きてもおかしくないという状況の下、「熊本地震の経験を教訓として、本県のみならず、国民全体で共有し、今後の災害に活かす」こと、また、「被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を、しっかりと記録に残し、整理・蓄積し、後世に遺していかなければならない」との提言がなされました。

この提言を受け、平成28年度から、「災害対応の検証」と「アーカイブ化」に取り組むこととしており、その検証結果などを踏まえ、復旧・復興プランの見直しを行います。

検証により得られた災害対応の教訓等については、復旧・復興プランに積極的に反映させ、「創造的復興」のモデルとして広く全国に発信していくとともに、後世に伝承していきます。

